

資料 2

平成 26 年 6 月 23 日
防府市子ども・子育て会議資料

(仮称)防府市子ども・子育て支援事業計画

素案(たたき台)

平成 27 年 3 月

防 府 市

【目次】

第Ⅰ部 序論	1
1 計画策定にあたって	3
2 計画の概要	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画の期間	4
(3) 計画の対象	4
(4) 本市における他計画との関係	4
(5) 計画の策定体制	4
3 子ども・子育てを取り巻く状況	5
(1) 人口・世帯等の状況	5
(2) 教育・保育施設の状況	11
(3) 推計人口	15
(4) ニーズ調査結果の概要	20
4 防府市次世代育成支援行動計画の総括	24
5 防府市の子ども・子育て支援の課題	36
第Ⅱ部 防府市子ども・子育て支援の基本的考え方	39
1 基本理念	41
2 基本目標	42
3 家庭・地域・事業主・行政の役割	43
4 基本的視点	44
第Ⅲ部 事業計画	47
1 教育・保育提供区域の設定	49
(1) 定義	49
(2) 設定	49
2 教育・保育の提供体制の確保	50
(1) 教育・保育施設の充実（需要量および確保の方策）	50
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	50
(3) 教育・保育の質の向上	50
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	50

3	地域子ども・子育て支援事業の充実	51
	(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量および確保の方策	51
4	子育て家庭を支援する体制づくり	53
	(1) 相談支援体制の整備	53
	(2) 経済的な支援の拡充	53
5	子どもを健やかに産み育てる環境づくり	54
	(1) 安心して妊娠、出産できる環境の確保	54
	(2) 子どもの健康管理の充実	54
	(3) 思春期における保健指導	54
6	心身に健やかな成長を育む教育環境づくり	55
	(1) 学校の教育環境の整備	55
	(2) 家庭や地域の教育力の向上	55
	(3) 親意識の醸成	55
	(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	55
	(5) 食育の推進	55
7	仕事と生活の調和を実現させる環境づくり	56
8	配慮を要する子ども・家庭への支援体制づくり	56
	(1) 児童虐待防止対策の充実	56
	(2) 母子家庭及び父子家庭等の自立支援の推進	56
	(3) 障害児施策の充実	56
	(4) 社会的養護の促進	57
9	安心して子育てできる環境づくり	57
	(1) 子どもの安全の確保	57
	(2) 生活環境の整備	57
10	計画の推進体制	57
	(1) 庁内体制	57
	(2) 関係機関等との連携	57
	(3) 計画の達成状況の点検・評価	58

第 I 部
序 論

1 計画策定にあたって

我が国では、平成2年の「1.57 ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、さまざまな施策を推進してきましたが、依然として出生率の低下に伴う少子化が進行しています。

現在においては、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化など、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっており、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなどから、子どもが欲しいという希望をかなえられない人も多く存在しています。

そうした現状を踏まえ、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが求められています。

こうした要請を受け、国では、新たな子育て支援制度の検討を行い、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度を施行することとしています。

子ども・子育て支援新制度の主なポイントは以下のとおりです。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善
 - ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
 - ・ 市町村等に合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

本市においては、平成 10 年 3 月に「防府市児童育成計画（防府市エンゼルプラン）」を策定し、また平成 17 年 3 月に策定した「防府市次世代育成支援行動計画」においては、「子育てにやさしい子どもが 家庭が 地域が 輝くまち」を基本理念に掲げ、子どもと子育てにやさしい社会の構築を目指し、諸施策を推進してきました。

このたび、これまでの子育て支援施策の取り組みを踏まえ、家庭を築き、子どもを産み育てる人々の希望がかなえられるとともに、子育ての喜び、楽しさが感じられ全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「防府市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の概要

（１）計画の位置付け

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」とします。

（２）計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

（３）計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、おおむね 18 歳に達するまでの全ての子どもとその家庭を対象とします。

ただし、施策の内容や必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

（４）本市における他計画との関係

本市において策定している各分野の計画と連携・整合を図り策定しています。今後策定される計画についても可能な限り連携・整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるよう、配慮します。

（５）計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「防府市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や教育・保育施設等の利用定員設定のあり方等）の審議をはじめ、次の点について調査審議しました。

- 潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援に関するニーズが適切に把握されているか。
- 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標が適切に設定されているか。
- ニーズを満たすために必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか。

3 子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の状況

①総人口・世帯

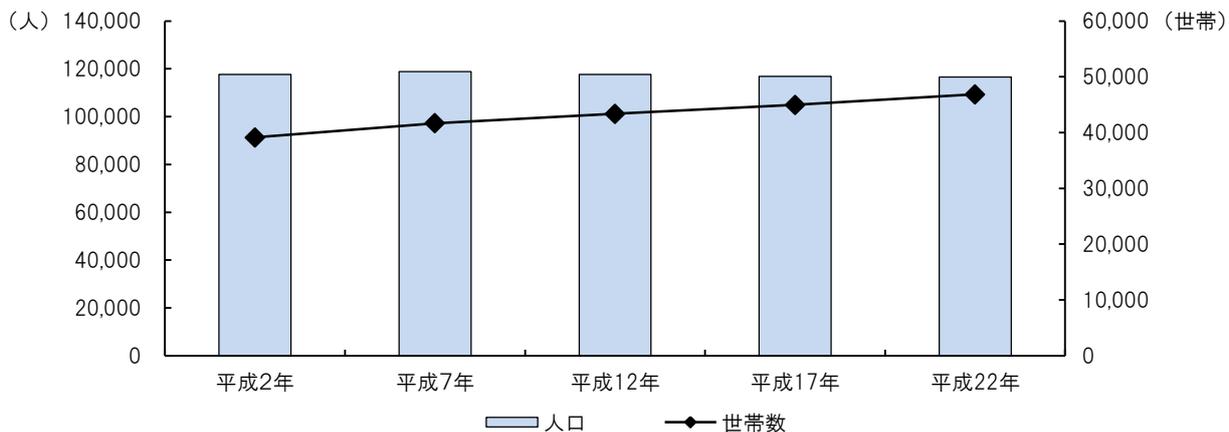
総人口は、平成2年以降大きな変化はありませんが、近年減少傾向にあります。一方、世帯数は増加しており、1世帯あたりの人員数は減少しています。

総人口と世帯数の推移

単位：人、世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	117,634	118,803	117,724	116,818	116,611	117,945
世帯数	39,128	41,668	43,367	44,958	46,851	54,322

資料：国勢調査、平成26年は住民基本台帳



②年齢3区分人口

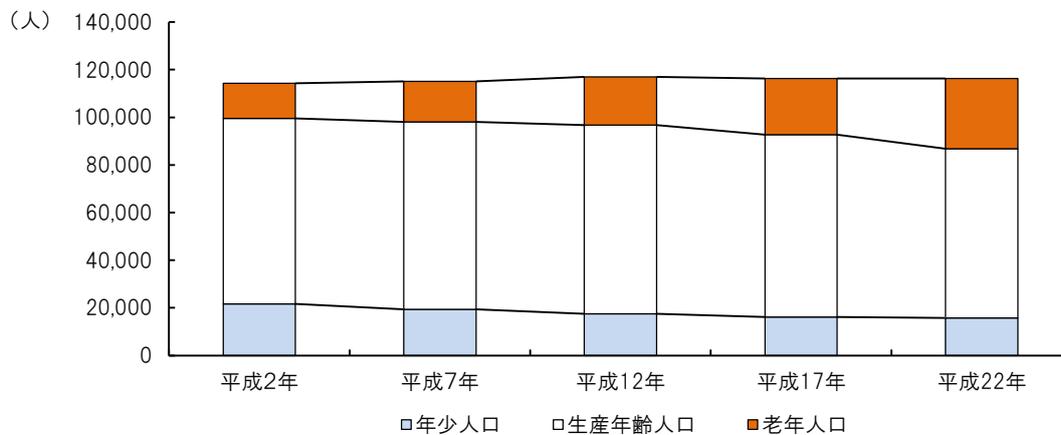
年齢3区分人口は、平成2年から平成22年で、年少人口が5.0ポイント減少、生産年齢人口が5.8ポイント減少しているのに対し、老年人口は10.8ポイント増加しています。平成26年においても、年少人口及び生産年齢人口の減少、老年人口の増加傾向にあり、少子高齢化は進行しています。

年齢3区分人口の推移

単位：人、%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
人口	117,634	118,803	117,724	116,818	116,611	117,945
年少人口（0～14歳）	21,714	19,408	17,545	16,144	15,771	15,679
割合	18.5	16.3	14.9	13.8	13.5	13.3
生産年齢人口（15～64歳）	78,607	79,178	76,568	74,202	71,042	69,842
割合	66.9	66.7	65.0	63.6	61.1	59.2
老年人口（65歳以上）	17,149	20,217	23,610	26,387	29,506	32,424
割合	14.6	17.0	20.1	22.6	25.4	27.5

資料：国勢調査、平成26年は住民基本台帳



③子どもの人口

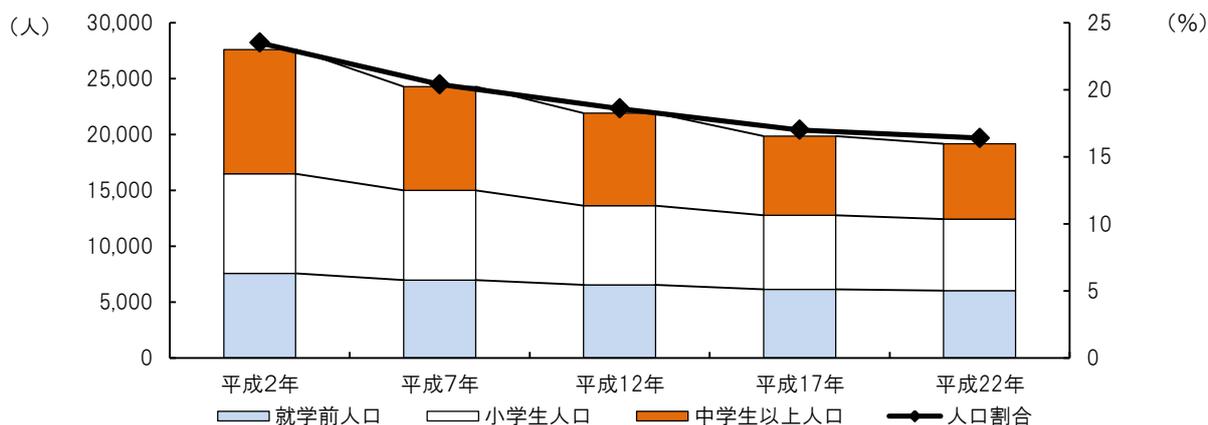
子どもの人口は、減少を続けており、子どもの人口割合は平成22年には16.4%となり、平成2年から7.1ポイント減少しています。

子どもの人口の推計

単位：人、%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	117,634	118,803	117,724	116,818	116,611	117,945
子どもの人口(0～17歳)	27,599	24,285	21,906	19,870	19,178	19,041
割合	23.5	20.4	18.6	17.0	16.4	16.1
就学前人口(0～5歳)	7,588	6,975	6,545	6,153	6,029	6,149
小学生人口(6～11歳)	8,891	8,024	7,097	6,621	6,413	6,244
中学生以上人口(12～17歳)	11,120	9,286	8,264	7,096	6,736	6,648

資料：国勢調査、平成26年は住民基本台帳



④子どものいる世帯（18歳未満親族のいる世帯）

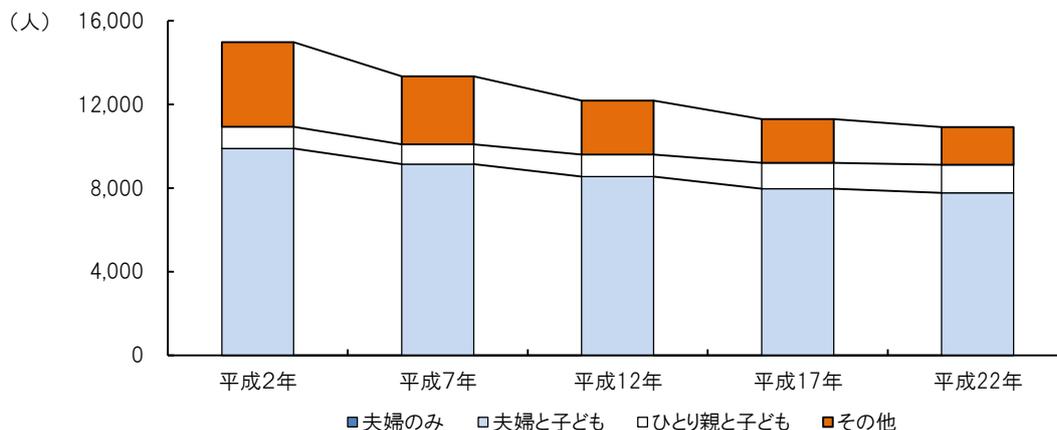
子どものいる世帯（18歳未満親族のいる世帯）は、減少傾向にあります。ただ、その中でもひとり親と子どもからなる世帯は増加しています。

子どものいる世帯(18歳未満親族のいる世帯)の推移

単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	14,977	13,346	12,183	11,293	10,908
夫婦のみの世帯	3	3	0	1	1
夫婦と子どもからなる世帯	9,888	9,134	8,546	7,965	7,774
ひとり親と子どもからなる世帯	1,039	949	1,060	1,244	1,337
その他子どものいる世帯	4,047	3,260	2,577	2,083	1,796

資料：国勢調査



⑤出生

出生数は、平成2年に1,171人だったものが、平成22年には1,041人となっています。

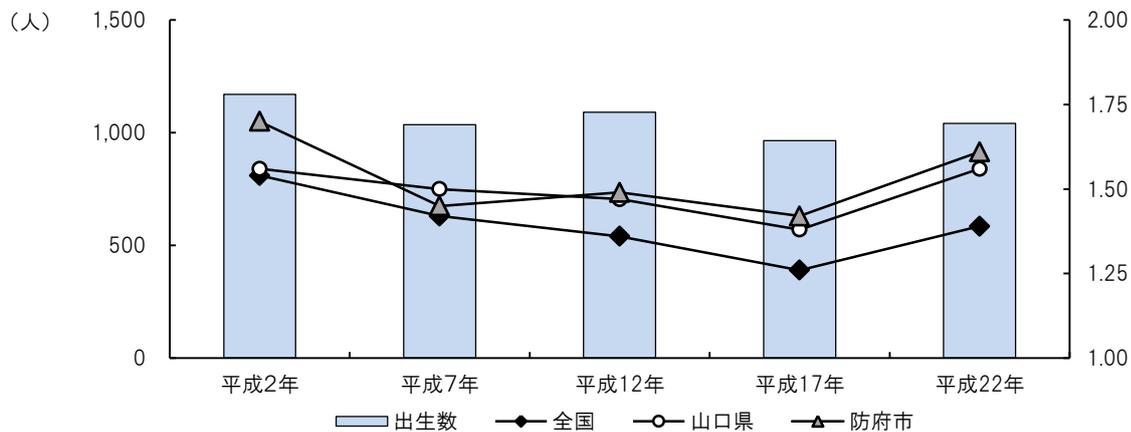
合計特殊出生率は、平成24年では1.59で全国平均及び山口県平均を上回っていますが、現在の人口を維持するのに必要とされる2.08を大きく割り込んでいます。

出生数と合計特殊出生率の推移

単位：人、%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年	
出生数	1,171	1,036	1,091	965	1,041	991	
合計特殊出生率	防府市	1.70	1.45	1.49	1.42	1.61	1.59
	山口県	1.56	1.50	1.47	1.38	1.56	1.52
	全 国	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.41

資料：出生数 県保健統計年報外、合計特殊出生率 人口動態調査外



⑥女性の就業率

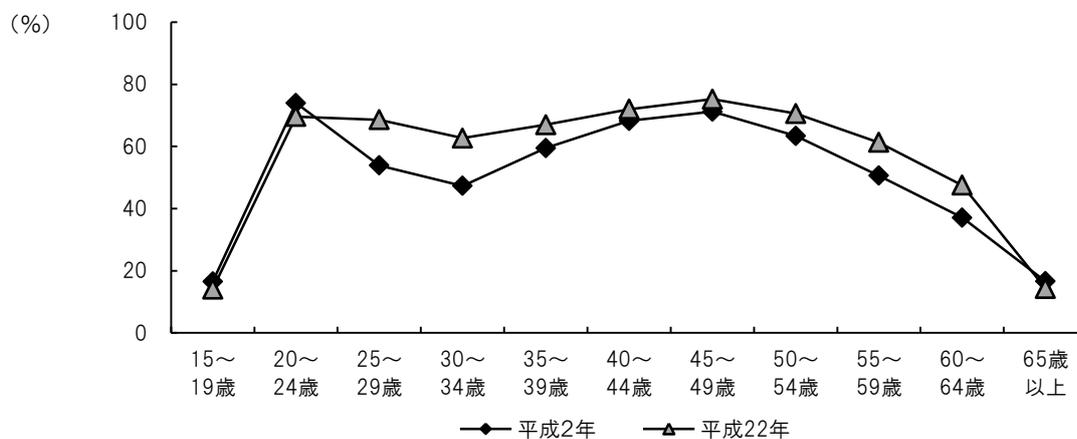
「20歳から24歳まで」と「45歳から49歳まで」でピークを迎えるM字型曲線を示していますが、平成2年に比べ、平成22年は就業率の落ち込みが少なくなっています。

女性の年齢別就業率の推移

単位：%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	山口県 (平成22年)
15～19歳	16.5	13.7	13.1	14.5	14.1	12.8
20～24歳	74.0	73.6	71.2	68.6	69.6	66.0
25～29歳	53.9	59.6	65.4	66.7	68.6	67.6
30～34歳	47.3	53.8	57.5	61.2	62.7	62.2
35～39歳	59.5	59.7	64.3	64.2	67.0	64.7
40～44歳	68.2	67.6	70.2	73.4	72.0	70.6
45～49歳	71.2	72.1	71.1	73.4	75.2	74.0
50～54歳	63.4	66.4	68.4	67.8	70.6	71.1
55～59歳	50.6	56.4	57.9	59.9	61.3	61.3
60～64歳	37.1	38.0	39.2	40.4	47.5	45.9
65歳以上	16.6	17.2	14.4	14.2	14.3	13.8

資料：国勢調査



(2) 教育・保育施設の状況

① 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）

幼稚園に在籍している子どもは、1,700人前後で推移しています。

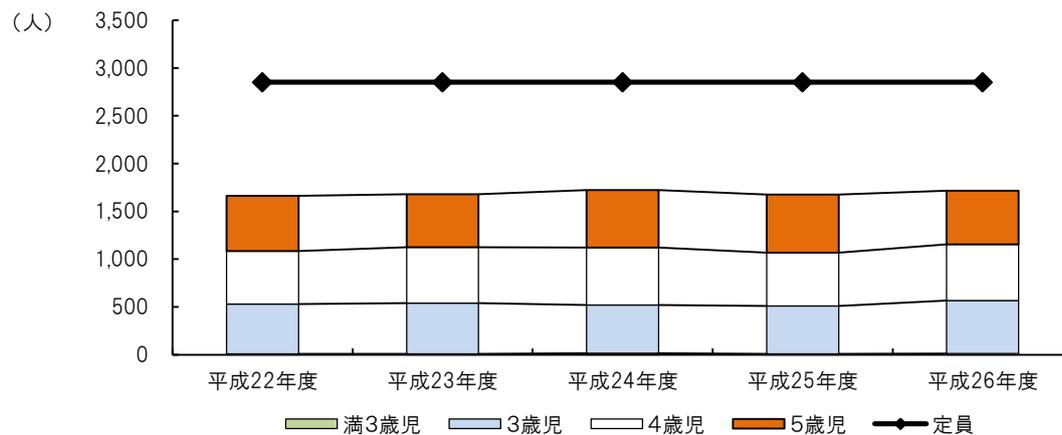
施設と利用者数の推移

単位：施設、人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数	16	16	16	16	16
定員	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850
在籍子ども合計	1,663	1,678	1,722	1,675	1,714
満3歳児	10	9	17	8	13
3歳児	521	531	503	503	553
4歳児	553	585	600	557	587
5歳児	579	553	602	607	561

※年齢は各年度当初における年齢、満3歳児は当該年度内に3歳になる子ども

資料：学校基本調査



②保育所

保育所に入所している子どもは、定員をやや上回る数で推移しています。

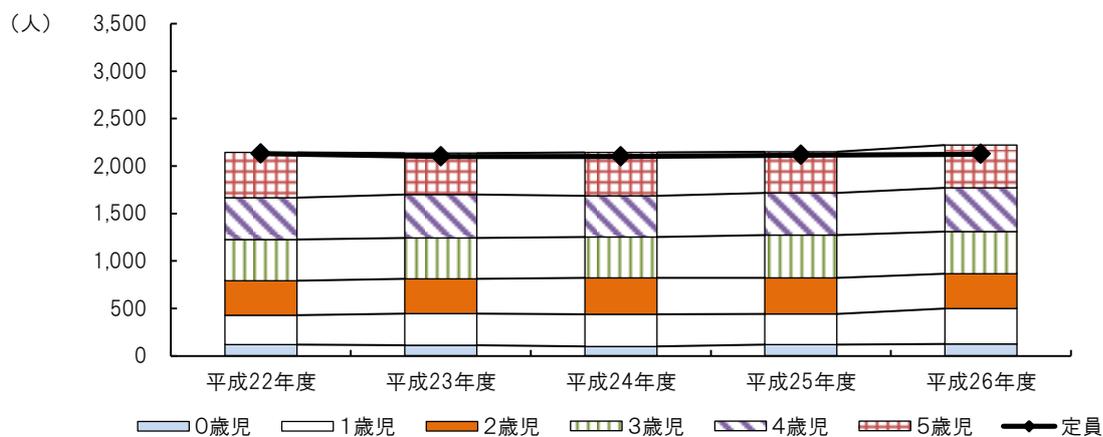
施設と利用者数の推移

単位：施設、人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	23	22	22	22	22
定員	2,130	2,100	2,100	2,115	2,125
入所子ども合計	2,142	2,131	2,140	2,150	2,219
0歳児	116	111	98	116	123
1歳児	311	331	338	325	374
2歳児	363	368	384	380	367
3歳児	434	430	429	449	445
4歳児	441	456	434	446	458
5歳児	477	435	457	434	452

※年齢は各年度当初における年齢

資料：市子育て支援課



(3) 推計人口

①総人口と年齢3区分人口

本計画期間である平成27年度から平成31年度までの人口は、平成21年から平成26年までの住民基本台帳をもとにコーホート変化率法によって推計しました。

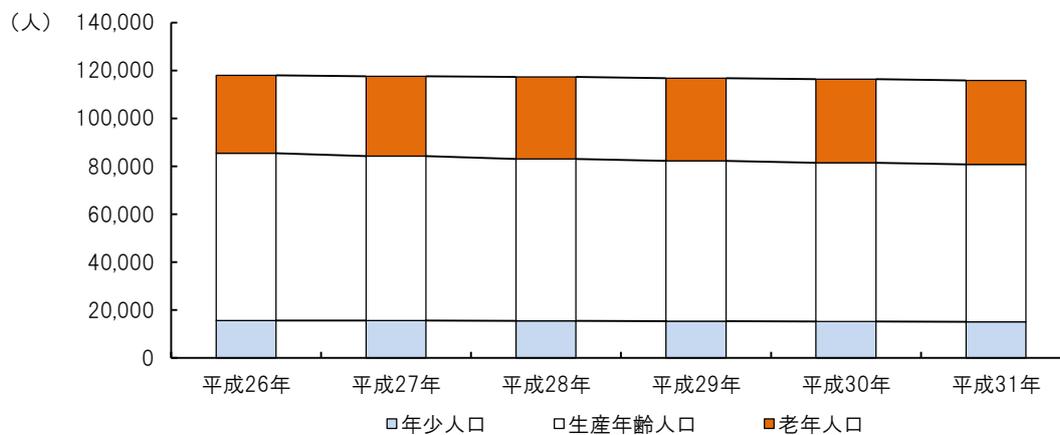
本計画期間中の総人口は、やや減少傾向で推移し、年齢3区分人口では少子高齢化の流れを継続し、年少人口及び生産年齢人口は減少、老年人口は増加するものと推計されます。

総人口と年齢3区分人口の推計

単位：人、%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	117,945	117,622	117,258	116,852	116,408	115,918
年少人口 (0～14歳)	15,679	15,630	15,517	15,349	15,205	15,107
割合	13.3	13.3	13.2	13.1	13.1	13.0
生産年齢人口 (15～64歳)	69,842	68,579	67,601	66,940	66,323	65,667
割合	59.2	58.3	57.7	57.3	57.0	56.6
老年人口 (65歳以上)	32,424	33,413	34,140	34,563	34,880	35,144
割合	27.5	28.4	29.1	29.6	30.0	30.3

資料：平成26年は住民基本台帳



②子どもの人口

本計画期間中の子どもの人口は、やや減少傾向で推移し、平成26年から670人程度減少し、平成31年には18,370人になるものと推計されます。

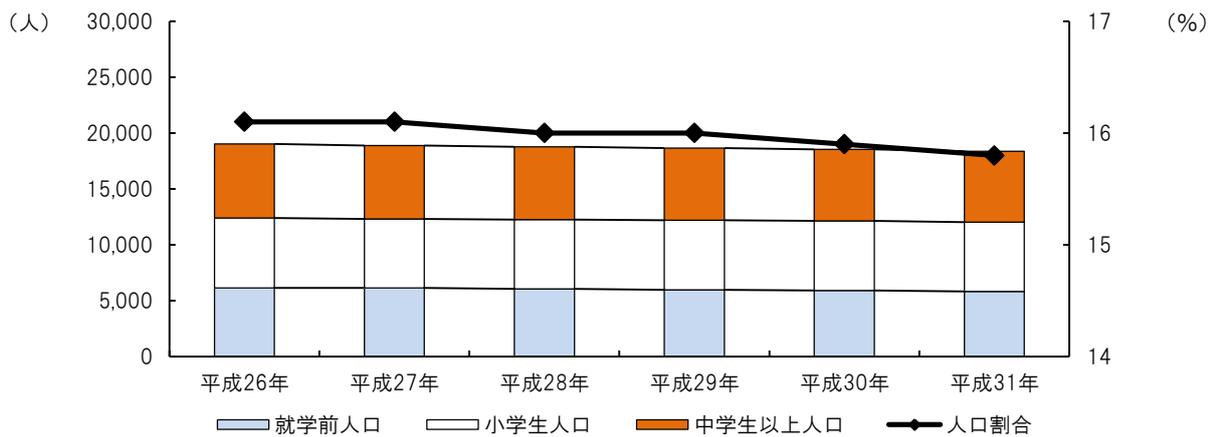
子どもの人口の中でも、就学前人口については320人程度の減少が見込まれます。

子どもの人口の推計

単位：人、%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	117,945	117,622	117,258	116,852	116,408	115,918
子どもの人口 (0～17歳)	19,041	18,886	18,761	18,644	18,538	18,370
割合	16.1	16.1	16.0	16.0	15.9	15.8
就学前人口 (0～5歳)	6,149	6,150	6,072	5,977	5,932	5,832
小学生人口 (6～11歳)	6,244	6,155	6,189	6,225	6,220	6,194
中学生以上人口 (12～17歳)	6,648	6,581	6,500	6,442	6,386	6,344

資料：平成26年は住民基本台帳



(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

本計画を策定するにあたり、子育て家庭の生活実態や子ども・子育て支援に関するご要望・ご意見などを把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に「防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区分	就学前子ども調査	小学生調査
調査対象者	防府市内に居住する就学前の子どもの保護者 ※対象子ども数 6,346人	防府市内に居住する小学生の保護者 ※対象子ども数 6,304人
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成25年10月8日～10月31日	
回答状況	配布数 2,000人 回答数 1,213人 回答率 60.65%	配布数 2,000人 回答数 1,200人 回答率 60.00%

■注意事項

グラフは、パーセントで表示しています。

グラフ中に表示している(N=)は、パーセントを計算するときのサンプル数(各設問の回答総数)になります。

算出されたパーセントは、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示しており、その合計が100%にならない場合があります。

また、複数回答の設問については、合計が100%を超える場合があります。

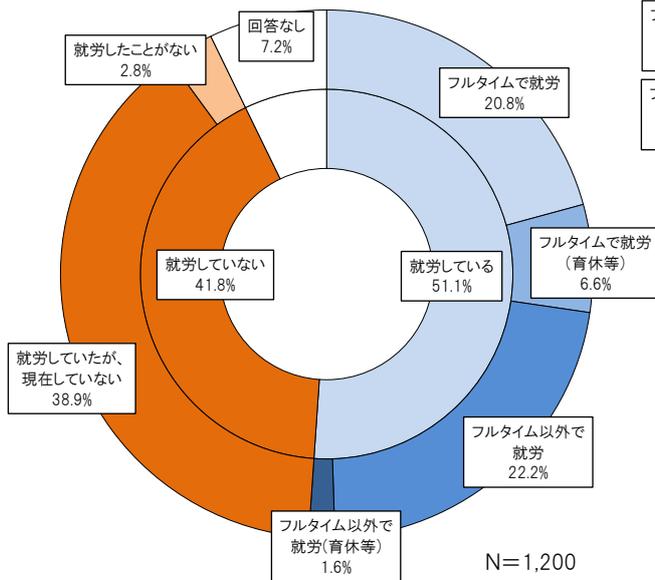
②就学前子ども調査

■母親・父親の就労状況

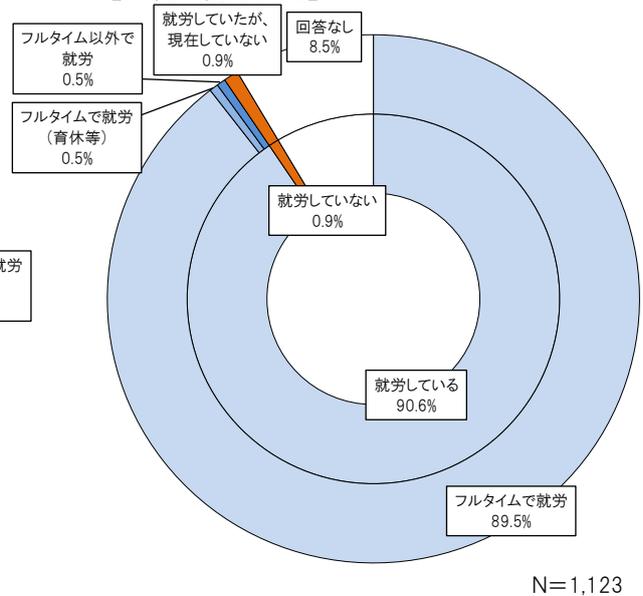
母親は、育児休業中等のものを含め、おおむね半数が就労しています。勤務形態は、ややフルタイム勤務の人が多くなっています。

一方、父親は、大半がフルタイム勤務で就労しています。

【母親の就労状況】



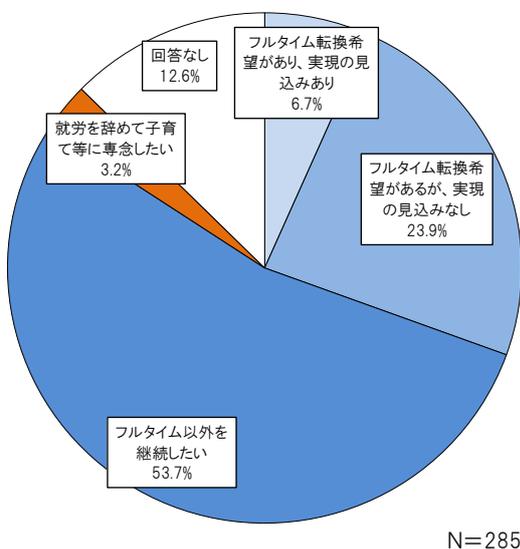
【父親の就労状況】



■母親のフルタイム勤務への転換意向

現在、フルタイム以外で勤務している母親のフルタイム勤務への転換は、およそ3割の母親が転換の希望をもっています。そのうち実現できる見込みがあるものは5人に1人となっており、フルタイム勤務への転換は厳しい状況がうかがえます。

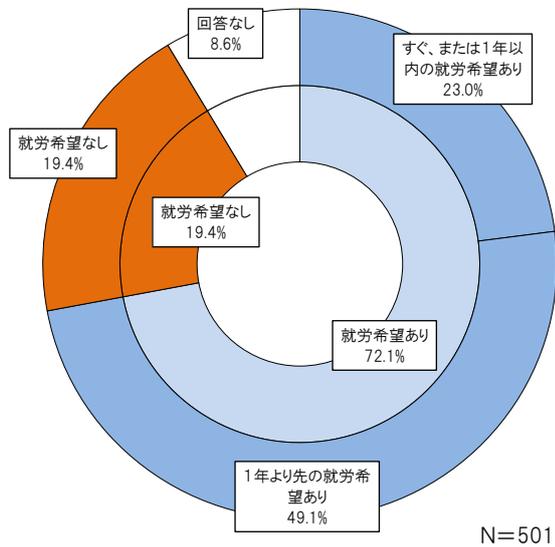
【母親のフルタイム勤務への転換意向】



■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向は、7割を超えており、就労意欲は非常に高くなっています。

【母親の就労意向】

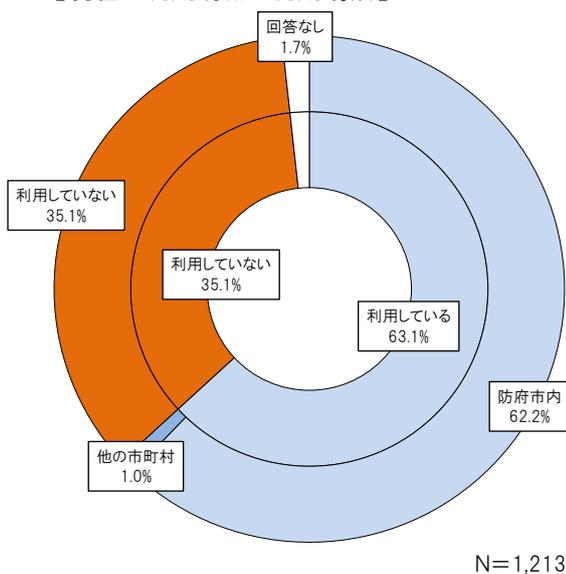


■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

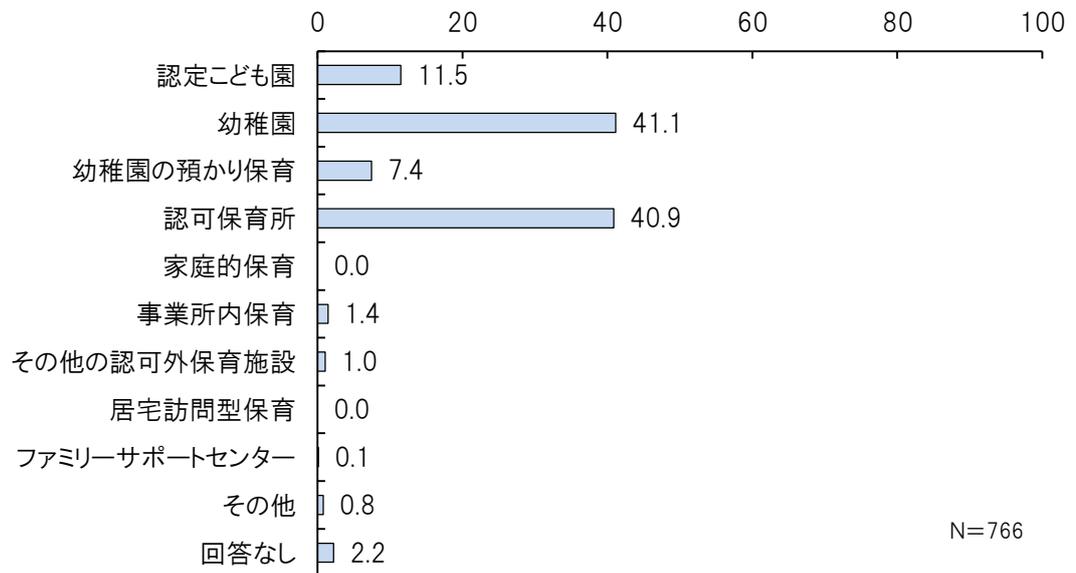
6割を超える子どもが、平日、何らかの定期的に教育・保育事業を利用しており、その大半は、防府市内で利用しています。

利用している事業の内訳は、「幼稚園」と「認可保育所」が4割を超えており、「認定こども園」は1割強となっています。

【現在の利用有無と利用場所】



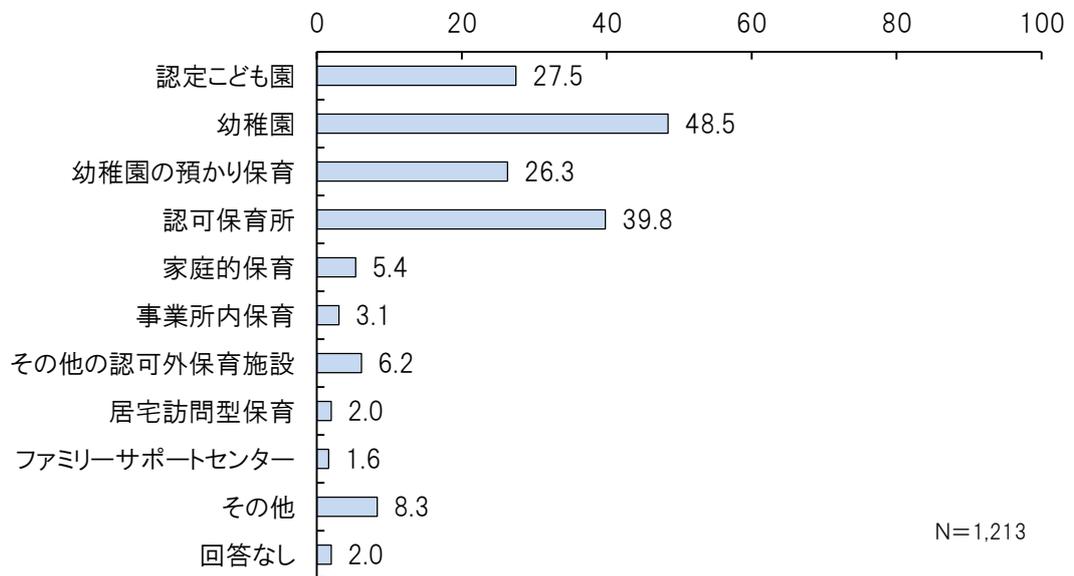
【現在、利用している事業】



■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

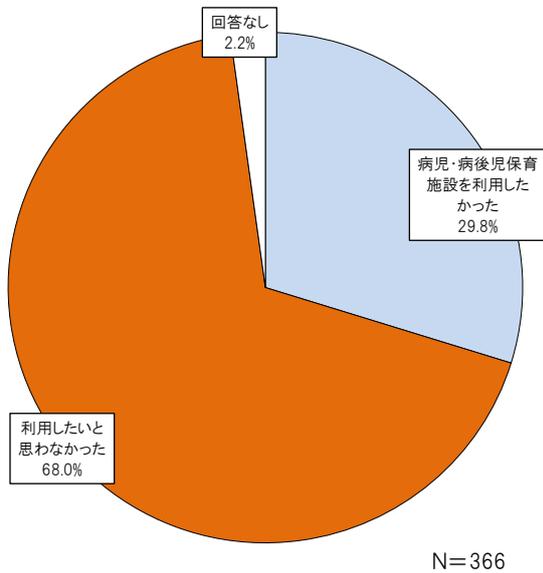
今後、利用したい平日の定期的な教育・保育事業は、「幼稚園」が48.5%と最も多く、以下「認可保育所」が39.8%、「認定こども園」が27.5%となっています。

【今後、利用したい事業】

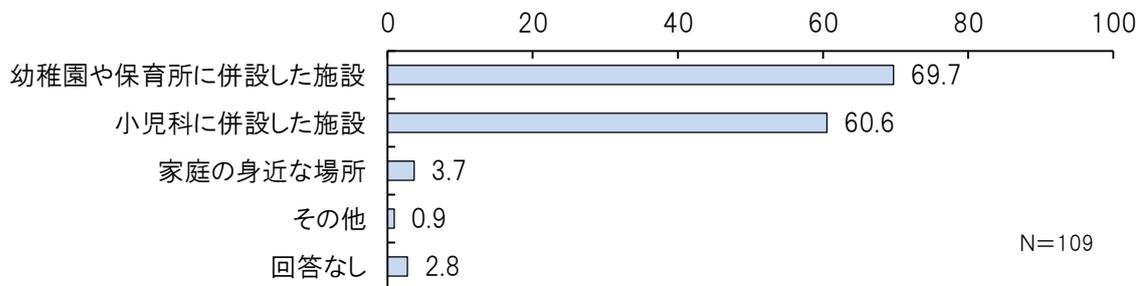


■病児・病後児保育の利用意向

子どもが病気の時、「母親」又は「父親」が仕事を休んで対応した人のうち、病児・病後児保育施設を利用したかった人は29.8%となっています。具体的な事業形態は、「幼稚園・保育所」又は「小児科」に併設した施設が6割を超えています。



【利用したい事業形態】

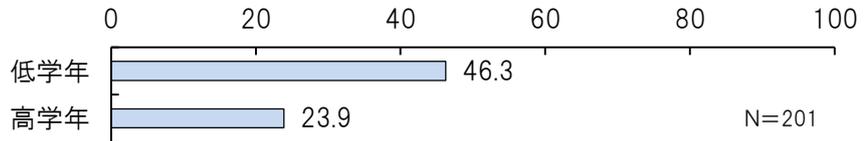


■留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用意向

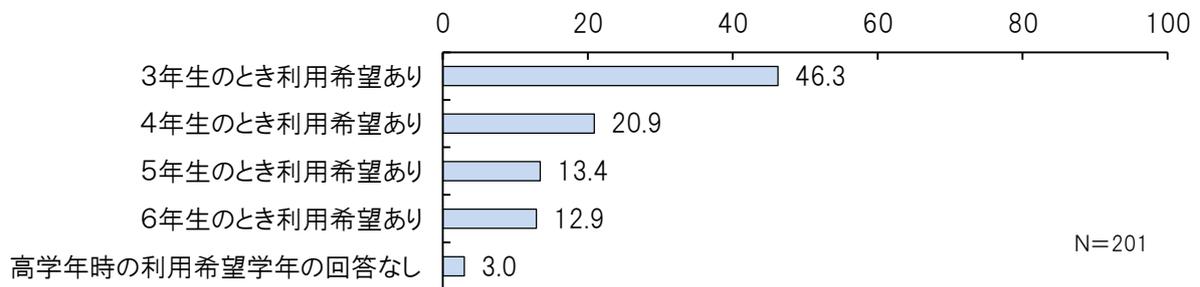
「留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ」は、46.3%の人が低学年のとき利用を希望し、23.9%の人が高学年のときも利用を希望しています。

また、12.9%の人が6年生までの利用を希望しています。

【利用希望】

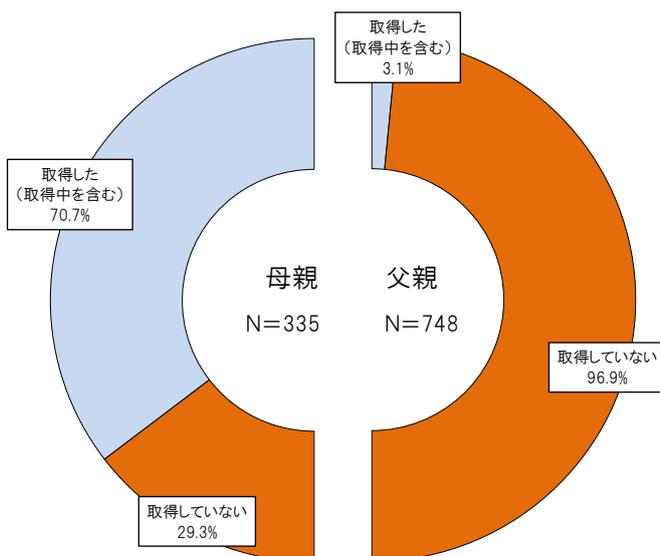


【利用を希望する学年】



■育児休業の取得状況

育児休業を取得した人は、母親では70.7%、父親では3.1%となっています。しかし、母親は、子どもが生まれたときに働いてなかった場合も少なからずあり、妊娠・出産を機に離職する人がいるという状況がうかがえます。



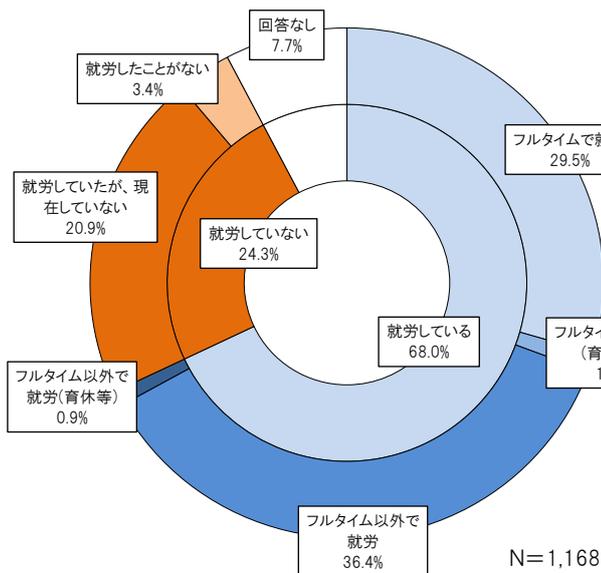
③小学生調査

■母親・父親の就労状況

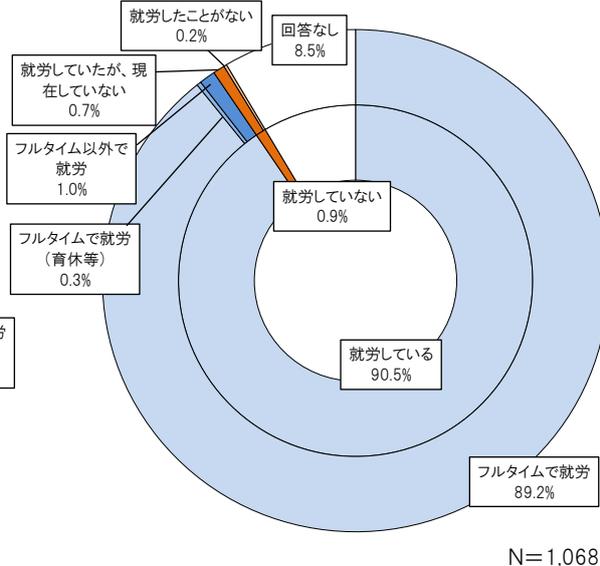
母親は、育児休業中等のものを含め、おおむね3人に2人が就労しています。勤務形態は、ややフルタイム以外の勤務の人が多くなっています。

一方、父親は、大半がフルタイム勤務で就労しています。

【母親の就労状況】



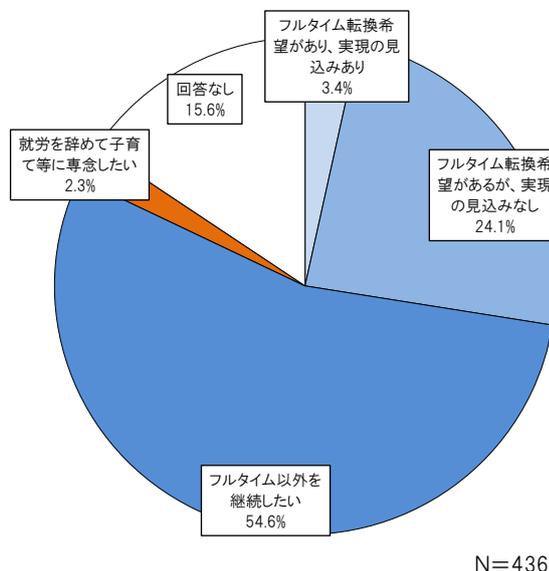
【父親の就労状況】



■母親のフルタイム勤務への転換意向

現在、フルタイム以外で勤務している母親のフルタイム勤務への転換は、およそ3割の母親が転換の希望を持っています。そのうち実現できる見込みがあるものは9人に1人となっており、フルタイム勤務への転換は厳しい状況がうかがえます。

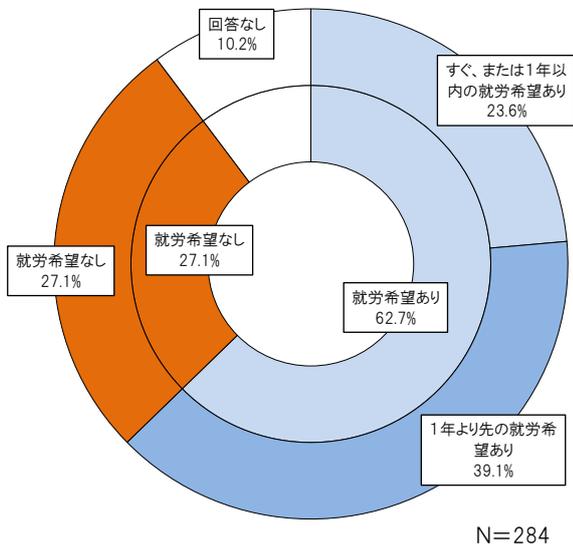
【母親のフルタイム勤務への転換意向】



■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向は、6割を超えています。

【母親の就労意向】

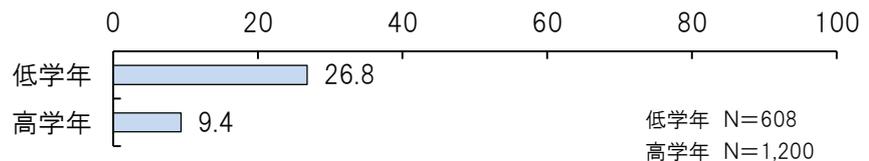


■留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用意向

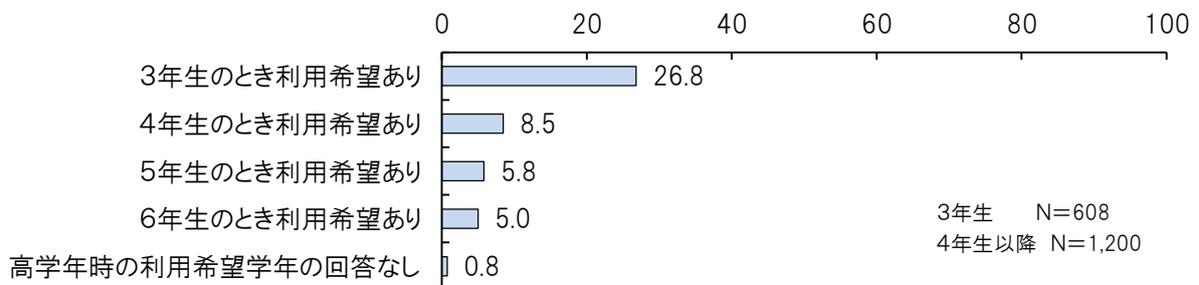
「留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ」は、26.8%の人が低学年のとき利用を希望し、9.4%の人が高学年のときも利用を希望しています。

また、5.0%の人が6年生までの利用を希望しています。

【利用希望】



【利用を希望する学年】

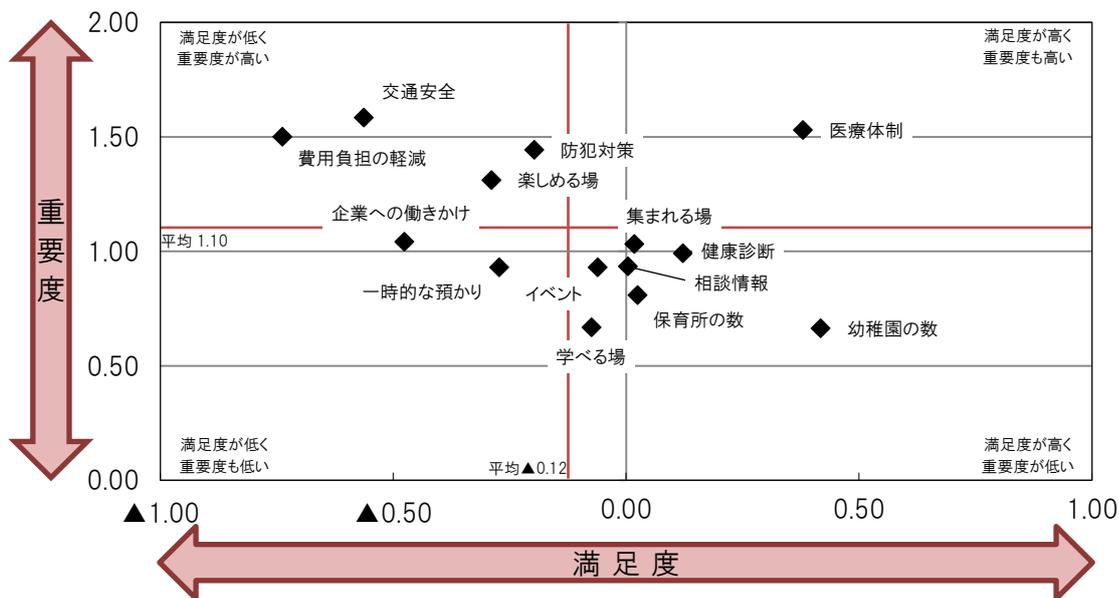


④子育て支援策の全体評価（優先度）

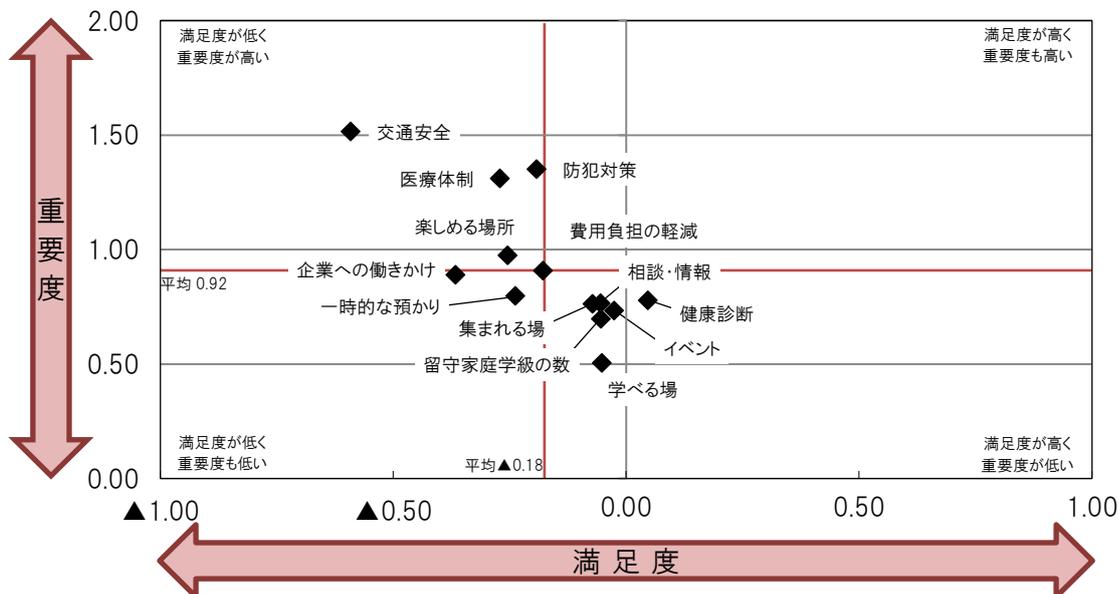
子育て支援策ごとの満足度と重要度を数値化し、優先度を求めています。満足度が低く、重要度が高い（グラフでは、左上により近く位置するもの）項目ほど優先度は高くなります。

就学前子ども調査では、「幼稚園や保育所にかかる経費の軽減等」や「交通事故のない安全な道路環境」に関する支援策の優先度が高く、小学生調査では、「交通事故のない安全な道路環境」や「安心して子どもが医療機関にかかる体制」に関する支援策の優先度が高くなっています。

【就学前子ども調査】



【小学生調査】



4 防府市次世代育成支援行動計画の総括

平成 25 年度までの「防府市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の実施状況は以下のとおりです。

なお、子ども・子育て支援新制度では、市町村が地域の実情に応じて「地域子ども・子育て支援事業」を実施することとなっています。新規の事業を除く②～⑪の事業については、現在「防府市次世代育成支援行動計画」に基づき実施しています。

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業【新規】
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
（その他地域要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

基本方針1 すべての子育て家庭への支援

(1) 子育て支援サービスの充実

① 養育支援の充実

事業名	事業概要	実施状況
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人で行いたい人で相互に援助を行うことにより、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働くことができるよう支援するとともに、専業主婦家庭等の子育て支援を行います。	登録会員数(延べ利用件数) 22年度 839人(1,436件) 23年度 918人(2,213件) 24年度 956人(1,938件) 25年度 986人(1,851件)
放課後児童対策(留守家庭児童学級等)の充実	小学校1～3年生で、授業終了後に帰宅しても保育する家族がいない児童の保育を行います。 また、夏季休業など長期休業期間も保育を行います。	利用者数 22年度 768人 23年度 759人 24年度 788人 25年度 809人 ※各年度5月1日現在
ショートステイ・トワイライト事業	保護者の疾病や仕事あるいは社会的理由により家庭での養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設において児童を養育、保護します。	ショートステイ延べ利用日数 22年度 36日 23年度 9日 24年度 23日 25年度 15日 トワイライト延べ利用日数 22年度 270日 23年度 105日 24年度 29日 25年度 13日
一時預かり事業	育児疲れや緊急の場合など、一時的に家庭での育児が困難となった児童を保育所等で保育します。	延べ利用者数 22年度 3,542人 23年度 3,757人 24年度 3,423人 25年度 3,158人
病児・病後児保育事業	保育所等に通所しているものの、病気のため集団保育が困難な児童を、仕事等により家庭で保育できない保護者に代わって一時的に預かり保育します。	延べ利用者数 22年度 1,274人 23年度 1,354人 24年度 1,415人 25年度 1,223人
認定こども園の導入	就学前の子どもに対して教育及び保育を一体的に提供する認定こども園の導入について、調査研究を進めます。	施設数 22年度 2園 23年度 2園 24年度 2園 25年度 3園 ※各年度末現在 いずれも幼稚園型認定子ども園
企画提案方式による事業(子育て・教育分野)	高齢者の豊富な経験と能力を活かした育児支援(保育施設への送迎、保育所・幼稚園終了後の子守、保護者留守中の世話等)を行います。また、「子育てサロン」を開設し、母親等の交流の場とします。	延べ就業会員数 22年度 4,152人 23年度 4,318人 24年度 4,454人 25年度 3,018人
有料在宅福祉サービス事業	産前産後の家事援助等を受けたい人と協力できる人がそれぞれ会員となり、援助を受けたい人が利用券を購入しサービスを受けます。	登録会員数(延べ利用件数) 22年度 35人(1,075件) 23年度 19人(950件) 24年度 19人(927件) 25年度 12人(721件)
赤ちゃん文庫	乳幼児に対し、年齢に適した絵本を贈呈します。	贈呈者数 22年度 1,067人 23年度 940人 24年度 994人 25年度 1,056人
幼稚園の預かり保育	幼稚園では、教育時間終了後も預かり保育を行います。	実施施設数 22年度 15園 23年度 15園 24年度 15園 25年度 15園
3歳未満児の預かり	幼稚園では、年度内に満3歳になる児童も預かります。	実施施設数 22年度 8園 23年度 8園 24年度 9園 25年度 10園
赤ちゃんの駅整備事業	乳幼児を抱える保護者が、外出中に授乳やオムツ替えを行うことができる施設として「赤ちゃんの駅」を整備し、安心して気軽に外出できる環境を整え、子育てにやさしいまちづくりを推進します。 ※平成24年度から登録開始	登録数 24年度 16か所 25年度 20か所

② 相談支援体制の整備

事業名	事業概要	実施状況
こども相談室での相談対応	児童と家庭に関わる諸問題について、相談、助言、指導及び関係機関への紹介等を行います。	延べ相談件数 22年度 5,183件 23年度 4,147件 24年度 4,047件 25年度 4,758件
母子自立支援員による支援活動	母子家庭等を対象に、母子自立支援員が自立に必要な相談、指導等を行うとともに、職業能力の向上及び給食活動に関する支援を行います。	相談件数 22年度 733件 23年度 746件 24年度 618件 25年度 662件

事業名	事業概要	実施状況
児童委員による相談活動	児童委員が担当地区内の児童等の保護、保健その他の福祉に関し、関係機関と連携し、必要な情報の提供その他の援助や指導を行います。	民生委員・児童委員協議会の定例理事会において情報提供をするともに、各部会（児童福祉部会、障害者福祉部会、高齢者福祉部会）の研修会の開催を支援しました。
いじめ相談	フリーダイヤルの「いじめ相談電話」で、24時間相談に対応します。	相談件数 22年度 93件 23年度 138件 24年度 192件 25年度 180件
青少年の悩み相談	フリーダイヤルの「ヤングテレホン防府」で、青少年に関わる悩みや相談に対して、助言、指導及び関係機関への紹介等を行います。	相談件数 22年度 185件 23年度 286件 24年度 175件 25年度 155件

③経済的な支援の拡充

事業名	事業概要	実施状況
児童手当の支給	中学校卒業までの子どもの養育者に手当を支給します。 ※平成22年度、23年度は子ども手当として支給	支給対象子ども数 22年度 14,440人 23年度 13,952人 24年度 14,679人 25年度 14,327人 ※各年度末現在
乳幼児医療費支給事業	乳幼児の保健の向上及び児童の福祉の増進を図るため、就学前児童の医療費の一部を助成します。	支給対象子ども数 22年度 5,106人 23年度 5,315人 24年度 5,792人 25年度 5,893人 ※各年度末現在
多子世帯保育料等軽減事業	第三子以降の児童のうち、3歳未満である児童を対象に、保育料の軽減を行います。	支給対象子ども数 22年度 251人 23年度 251人 24年度 221人 25年度 236人
助産扶助費助成事業	市民税非課税世帯等の方を対象に、出産に要した費用の一部を助成します。	助成件数 22年度 19件 23年度 24件 24年度 18件 25年度 17件
不妊治療費の助成	配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成します。	助成件数 22年度 121件 23年度 149件 24年度 208件 25年度 198件
幼稚園就園奨励費補助事業	子どもを幼稚園に通園させている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料等を減免する幼稚園に対して補助を行います。	補助対象子ども数 22年度 1,653人 23年度 1,626人 24年度 1,580人 25年度 1,647人
奨学資金貸付制度	経済的な理由のため修学が困難な人に、必要な資金を貸し付けます。	新規貸付人数 22年度 5人 23年度 1人 24年度 8人 25年度 5人

(2) 保育サービスの充実

事業名	事業概要	実施状況
通常保育事業	保護者が働いているなど、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育します。	延べ利用者数 22年度 26,482人 23年度 26,441人 24年度 26,435人 25年度 26,713人
延長保育事業	保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常の保育時間(おおむね11時間程度)を超えて1時間程度の延長保育を実施します。	実施施設数 22年度 21園 23年度 21園 24年度 21園 25年度 21園
休日保育事業	日曜・祝日等の休日に、保護者の仕事等により家庭において保育することができない児童を保育します。	延べ利用者数 22年度 241人 23年度 156人 24年度 260人 25年度 322人
発達支援体制整備事業	各保育所で集団保育の可能な障害児を受け入れ、保育が実施できるよう環境を整備します。	対象子ども数 22年度 97人 23年度 69人 24年度 79人 25年度 93人
乳児保育事業	各保育所で安定的に乳児保育を実施できるよう担当保育士の雇用を確保するとともに、乳児受け入れの環境を整備します。	対象施設数 22年度 11園 23年度 16園 24年度 16園 25年度 17園 ※乳児の受入れは22園で実施

(3) 子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業概要	実施状況
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て中の親子の交流を促進します。また、相談、援助の実施や関連情報を提供するとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施します。	延べ利用者数 22年度 20,056人 23年度 19,245人 24年度 21,386人 25年度 18,816人
地域型サロンの開設・運営の補助	乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に交流できる場を提供し、子育て中の親子を支援する団体に運営費を補助します。	開設地区数 22年度 2地区 23年度 10地区 24年度 10地区 25年度 10地区
「あつまれ！わくわく広場」の開催	親同士の集いの場を提供し、育児に関する情報交換を行うとともに、遊びを通じて親子の関わり方について学ぶ「わくわく広場」を開催します。	延べ利用者数 22年度 1,001人 23年度 869人 24年度 1,047人 25年度 1,156人
子育てサポーター養成講座	子育てに不安を抱えている親同士のふれあいや仲間づくりを推進し、地域の子育て支援体制を整備する人材を養成します。	参加回数(参加人数) 22年度 10回(13人) 24年度 10回(20人) ※隔年開催
母親クラブの活動支援	市内の単位クラブが実施している親子及び世代間の交流、児童養育に関する研修活動、事故防止活動等地域に即した活動を支援します。	会員数 22年度 381人 23年度 367人 24年度 362人 25年度 327人
保育所地域活動事業	保育所の持つ保育機能と地域の資源を活用して、保育所と地域の交流を促進するとともに、地域の子育て力の向上を図ります。	実施施設数 22年度 23園 23年度 22園 24年度 22園 25年度 22園
保育所体験特別事業	適切な保育を必要としているが保育所を利用していない親子に、定期的な保育所体験をもらい、子ども同士の関係作りや、保護者の育児相談の場を提供し、親子の育ちを支援します。 ※平成24年度までで事業廃止	延べ利用親子数 22年度 202組 23年度 894組 24年度 910組
地域子育てパワーアップ事業	保育所を核とした地域子育て支援のモデル的な取組を行い、家庭や地域の子育て機能の強化を図ります。 ※平成24年度より地域子育て支援センター事業、保育所地域活動事業へ統廃合	実施施設数 22年度 2園 23年度 2園
子育て輪づくり総合推進事業「わいわいHOFUっ子のつどい」	子育て中の親が集う場を設け、親子が交流することにより、孤立化を防ぎます。	参加者数 22年度 319人 23年度 303人 24年度 305人 25年度 316人
子育てサークル活動	親同士がお互いの育児経験を共有しながら、楽しく子育てができるよう各地区の母子保健推進員が子育てサークル活動を実施します。	延べ参加者数 22年度 2,309人 23年度 2,348人 24年度 2,398人 25年度 2,150人
キラキラビーンズクラブの活動支援	多胎児を持つ親同士が交流し、お互いが育児に関する情報を共有しながら、育児力の向上を図る活動を支援します。	キラキラビーンズクラブ(ふたごの親子の集まり)の定例開催を市広報で紹介しました。
子育てマップの活用	保健、医療、福祉の情報を記載した子育て情報マップを活用し、子育て支援の情報を提供するとともに、内容の充実を図ります。	子育てマップを作成し、妊娠届出時や転入の妊婦、乳幼児をもつ保護者へ配布しました。
3世代交流事業	世代間の理解と交流の促進に努めるとともに、高齢者の豊富な経験と技能を若い世代に伝えます。 ※主催 防府市社会福祉協議会	延べ参加者数 22年度 6,556人 23年度 7,509人 24年度 8,095人 25年度 9,323人
児童委員活動の支援	児童委員が地域の親子と知り合い、支え合う活動を支援します。	民生委員・児童委員協議会の定例理事会において情報提供をするとともに、各支部(児童福祉部会、障害者福祉部会、高齢者福祉部会)の研修会の開催を支援しました。
家庭教育相談員の活用	県が主催する家庭教育相談員養成講座等の修了者を家庭教育並びに子育て支援のネットワークの充実のため、子育てに関する相談員や各種講座の指導者として積極的に活用します。	家庭教育相談員養成講座修了者及び家庭教育支援関係者を対象に、県主催の家庭教育アドバイザー養成講座の受講を促しました。
子育てサロンの開設	商店街の空店舗等を利用した子育てサロンを開設し、子育て相談、子どもの一時預かり等を行います。	延べ利用者数 22年度 3,430人 23年度 6,890人 24年度 6,800人 25年度 7,907人
保育所・幼稚園の園庭開放	保育所や幼稚園では、未就園児を対象とした親子教室、園庭開放等を行い、子育て中の親子が気軽に集える場を提供します。	実施施設数 幼稚園 22年度 11園 23年度 13園 24年度 14園 25年度 14園 保育所 22年度 22園 23年度 21園 24年度 22園 25年度 22園
「若年の母親対象のサークル」の開催	若年の母親に子育ての知識や技術を習得させ、自信を持って育児ができるように、また、母親同士が交流できる場をつくり孤立を防ぐために開催します。 ※平成23年度までで事業廃止	開催回数 22年度 4回 23年度 4回

事業名	事業概要	実施状況
元気子育て支援センター事業	保育所における子育て支援機能を活用し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導や園庭、園舎開放による親子の交流・集いの場の提供などを実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。 ※平成24年度より地域子育て支援拠点事業、保育所地域活動事業へ統廃合	実施施設・団体数 22年度 6園 1団体 23年度 7園 1団体
のほほんKIDSの活動支援	未熟児を持つ親同士が交流し、お互いが育児に関する情報を提供しながら、育児力の向上を図る活動を支援します。	チラシの配布などのPR活動のほか、自主活動の支援を実施しました。
地域子育て支援事業	市民に対する子育て情報発信の整備するとともに、地域で連携し子どもを育む文化を創造します。 ※平成23年度までで事業廃止	子育て支援に関係する団体や企業と連携、協力して、子育て支援に関する意識を高めるためのセミナー等を実施しました。

(4) 子どもの居場所づくり

事業名	事業概要	実施状況
児童館活動	児童に健全な遊び場を提供し、各種の運動、創作活動などを行います。また、毎月「じどうかんだより」を発行して、児童館活動のPRを行います。	児童館行事を月2回程度実施するなどの児童館活動を実施しました。
学校・地域連携施設整備事業	地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場を備えた、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進を図ります。	地域開放実施校数 22年度 7校 23年度 7校 24年度 7校 25年度 7校
学校施設開放事業	学校施設を開放し、スポーツ振興や地域のコミュニティ、世代間交流の場を提供するとともに、子どもの主体的活動の促進を図ります。	学校施設を開放し、スポーツ推進や地域のコミュニティ、世代間交流の場をし、子どもの主体的活動の促進を図りました。
放課後子ども教室	放課後における子どもの居場所を提供するため、地域の参画を得て、勉強や文化活動を行います。	実施学校数 22年度 5校 23年度 6校 24年度 7校 25年度 8校
トライあぐる倶楽部事業	子ども会等が行う子どもの週末及び長期休業における体験活動等を支援します。	実施地区数 22年度 9地区 23年度 9地区 24年度 10地区 25年度 9地区
図書館の児童奉仕行事の充実	市民の集会、文化活動、学習交流のための場と設備の提供を行い、図書館利用を促進するために、児童を対象としたさまざまな行事を行います。 また、児童を対象としたサークルの集会、文化活動を奨励し、その育成を図ります。	図書館ボランティア養成講座や図書館を使った調べる学習コンクール等を実施しました。
児童遊園の管理	地域と行政が協働して遊園の維持管理を行い、より身近な公園として有効利用を図ります。	公園の遊具設置や便所の改築工事等を実施しました。
子どもを対象とする行事の実施	青少年科学館等の教育施設では、施設の特徴を生かしながら、子どもを対象とする行事、企画を実施します。	青少年化学科等の教育施設で各種行事を開催しました。

基本方針2 母子保健対策の充実

(1) 安心して出産できる環境の整備

①安全な妊娠・出産への支援

事業名	事業概要	実施状況
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、不安や悩みに対する助言や情報提供を行います。	延べ訪問件数 22年度 1,025件 23年度 959件 24年度 971件 25年度 1,028件
母子健康手帳交付事業	産前産後の健康を守り、また子どもの健康と健全な発育を守るため、妊婦に対して母子の一貫した記録となる母子健康手帳を交付します。 妊娠届出時を妊婦に最初に出会う機会ととらえ、安心して妊娠期を過ごしてもらえよう、保健指導の充実を図ります。	妊娠届出件数 22年度 1,043件 23年度 1,006件 24年度 1,035件 25年度 1,049件
妊婦健康診査事業	胎児の異常を早期に発見、対応することにより、妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるために妊婦健康診査を実施します。 健診受診率の向上を図るため、医療機関との連携を強化します。	受診率 前期(1回目) 22年度 97.7% 23年度 99.0% 24年度 99.5% 25年度 98.9% 後期(11回目) 22年度 93.3% 23年度 84.3% 24年度 86.1% 25年度 86.9%
妊産婦保健指導事業	妊婦が健康に過ごし、出産後も安心して育児に取り組むことができるよう健康教育を行います。妊婦のみならず父親や祖父母を対象とした教室は、多様化するニーズに即応した内容を検討し、その充実に努めます。	交流会延べ参加者数 22年度 97人 23年度 57人 24年度 74人 25年度 61人

事業名	事業概要	実施状況
母子保健訪問指導事業	保健師、助産師が、妊産婦、新生児、乳幼児の家庭訪問を行い、個々に応じた保健指導を行います。また、育児不安や虐待の疑いがある親に対しても個別に継続した指導を行います。 子育てに不安を感じる親等の増加に伴い問題が複雑化しており、保健指導を強化します。	延べ訪問件数 22年度 1,076件 23年度 1,701件 24年度 977件 25年度 895件

②地域組織活動の推進

事業名	事業概要	実施状況
母子保健推進員等活動支援事業	母子保健推進員等が家庭訪問等の活動を行えるよう、母子保健事業について十分な認識を持つための研修を実施し、組織の育成と強化を図ります。	延べ訪問件数 22年度 4,763件 23年度 4,698件 24年度 4,468件 25年度 4,706件

(2) 小児期における健康管理の充実

事業名	事業概要	実施状況
乳児健康診査事業	乳児の発達や健康の障害となる要因を早期に発見し、疾病の疑いのある場合は精密健康診査を行い、その後の療育指導につなげます。 乳児期の健診の充実を図るため、1か月児、3か月児、7か月児の健診を実施しています。	受診率 1か月児 22年度 94.9% 23年度 96.7% 24年度 95.3% 25年度 95.4% 3か月児 22年度 98.8% 23年度 97.0% 24年度 97.5% 25年度 98.2% 7か月児 22年度 95.5% 23年度 93.8% 24年度 95.1% 25年度 95.8%
1歳6か月児、3歳児健康診査事業	疾病の有無、発育・発達の確認、その結果に基づく保健指導を行います。	受診率 1歳6か月児 22年度 83.7% 23年度 94.8% 24年度 90.4% 25年度 86.5% 3歳児(24年度から3歳6か月児) 22年度 91.7% 23年度 95.8% 24年度 93.7% 25年度 90.9%
乳幼児保健指導事業	乳児の健康の保持、増進のため、育児に関する必要な助言や指導を行います。	延べ利用者数 22年度 2,562人 23年度 2,473人 24年度 2,370人 25年度 2,693人
ゆっくり子育て学び塾	親の愛情を豊かに伝えるため、親子のコミュニケーションの取り方について適切なアドバイスを行い、知識の普及を図ります。	延べ参加者数 22年度 86人 23年度 77人 24年度 66人 25年度 86人
小児医療体制の充実	安心して医療が受けられるよう、医師会など関係機関との連携を図りながら、休日診療所における小児救急など、小児医療体制の充実に取り組みます。また、新生児期から小児科のかかりつけ医を持ち、子どもの健康管理を行うよう、あらゆる機会を通じて助言します。	子育て情報マップに救急医療体制についての掲載や小児科のかかりつけ医を持つよう啓発した。
予防接種事業	定期予防接種(ポリオ、日本脳炎、三種混合、二種混合、麻しん、風しん、麻しん・風しん混合、BCG、インフルエンザ)および子宮頸がん等(ヒブ・小児用肺炎球菌、子宮頸がん)の摂取により感染症の発症、蔓延を防ぎます。	麻しん・風しん接種率 22年度 90.0% 23年度 92.8% 24年度 93.1% 25年度 1期 97% 2期 101%
5歳児発達相談会の実施	子どもの発達特性を保護者等が理解し、適切な環境設定を行うことにより支援へつなげ育児不安を解消します。 ※平成24年度から実施	相談対象者 24年度 32人 25年度 50人

(3) 思春期における保健指導の充実

事業名	事業概要	実施状況
思春期ふれあい体験学習	思春期の子どもを対象に、性に対する健全な知識及び「命の大切さ」、「生きることの喜び」、「自分を大切にし、他人を思いやる心」が育つための知識の普及を図ります。 中学生が学校の技術家庭科の授業を活用し、地域の乳幼児とふれあい、自分の成長を振り返る体験学習を行います。関係機関と連携し、未実施校へ事業の趣旨について啓発を図ります。	参加者数 22年度 154人 23年度 235人 24年度 722人 25年度 154人
思春期ピアカウンセリング事業	高校生を対象に、性についての正しい知識を学ぶとともに、命の大切さや自己決定をする力を養っていきます。 ※平成23年度までで事業廃止	参加者数 22年度 26人 23年度 37人

事業名	事業概要	実施状況
講演会の開催	小学生を対象に、自分や周囲の人々を大切にするとともに、心や身体について正しい知識を学ぶための、講演会を開催します。 ※平成23年度までで事業廃止	実施学校数(参加者数) 22年度 2校(140人) 23年度 6校(546人)

基本方針3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境の整備

① 確かな学力を培う教育の推進

事業名	事業概要	実施状況
学級支援補助教員活用事業	特別な配慮を必要とする児童が在籍する学級に補助教員を配置し、きめ細かな指導を実施することにより、学級運営の安定化を図ります。	配置補助教員数 22年度 4人 23年度 4人 24年度 3人 25年度 3人
「学力向上」研究指定校	教員の授業力向上や小・中連携教育をテーマとして研究指定校を設け、その成果を小・中学校へ発信します。	毎年、研究指定校を5校指定し、防府市教職員ガイドの配布や研修主任会等を通して、成果を発信しました。
スクールソーシャルワーカー派遣事業	問題を抱える児童生徒の、学校内や関係機関との調整を図り、問題解決へのサポートを行います。 ※平成25年度から実施	延べ派遣回数 25年度 222回

② 豊かな人間性と健康・体力を育む教育の推進

事業名	事業概要	実施状況
サポートチームによる支援事業	生徒指導問題対策協議会で緊急サポートチームを編成し、児童・生徒の暴力行為、少年非行等の問題行動に対応します。また、児童虐待等の養育問題について検討します。	サポート会議開催回数 22年度 38回 23年度 39回 24年度 54回 25年度 45回
「スクールカウンセラー」活用調査研究事業	小・中学校において専門の臨床心理士による教育相談が実施できます。臨床心理士との連携による相談体制の充実により、いじめや不登校の未然防止や効果的な対応方法について実践的な研究を行います。	延べ相談件数 22年度 2,016件 23年度 2,007件 24年度 2,169件 25年度 2,786件
教育支援センター「オアシス」教室	学校外に不登校児童・生徒を受け入れる施設(教育支援センター)を設置し、学校に復帰できるよう支援します。不登校児童・生徒の教育相談、学習指導及び体験活動を実施し、児童・生徒の状況に合わせたきめ細かな指導を行います。	通室児童生徒数 22年度 18人 23年度 19人 24年度 26人 25年度 21人
防府市教育のつどい開催	教職員やPTA会員を対象に講演等を開催することにより、豊かな人間性と確かな学力の育成並びに健康、体力の保持、増進に向けての意識改革と実践的な指導力を培います。また、学校関係者だけでなく一般市民にも公開して、学校・家庭・地域社会の緊密な連携による教育の質的な改善を図ります。	参加者数 22年度 約1,150人 23年度 約1,260人 24年度 約1,290人 25年度 約1,230人
小・中学校生徒指導主任会の開催	小・中学校生徒指導主任を対象に、生徒指導上の諸課題を研究協議することにより、生徒指導の改善、充実を図ります。	警察、民生委員、保護者等との協議、情報交換、指導体制の共通理解を深めるため、小・中学校生徒指導主任会を実施しました。
学校保健研修会の開催	児童・生徒の心身の健全な育成を図るため、学校保健に関わる専門家の講演会を開催します。児童・生徒の生活に密着したテーマを選択することにより、児童・生徒の健康に対する意識の高揚を図ります。	参加者数 22年度 108人 23年度 100人 24年度 90人 25年度 110人
スポーツ少年団の活動支援	小学生をスポーツに親しませ、心身ともに健康な児童を育成するため、スポーツ少年団の活動を支援します。	登録者数 22年度 1,597人 23年度 1,531人 24年度 1,400人 25年度 1,348人
富海水泳講習会の開催	少年期に海に親しませ、自然との付き合い方を身につかせるため、小・中学生を対象に富海水浴場にて水泳講習会を開催します。	参加者数 22年度 52人 23年度 71人 24年度 80人 25年度 125人
スポーツ教室の開催	ボウリング、テニス等各種スポーツの技術を習得するとともに、楽しくスポーツを行う心を養うため、スポーツ教室を開催します。	参加者数 22年度 512人 23年度 360人 24年度 310人 25年度 402人

③地域に開かれた学校づくり

事業名	事業概要	実施状況
学校施設開放事業 (再掲)	学校施設を開放し、スポーツ振興や地域のコミュニティ、世代間交流の場を提供するとともに、子どもの主体的活動の促進を図ります。	学校施設を開放し、スポーツ推進や地域のコミュニティ、世代間交流の場をし、子どもの主体的活動の促進を図りました。
学校・地域連携施設整備事業 (再掲)	地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場を備えた、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進を図ります。	地域開放実施校数 22年度 7校 23年度 7校 24年度 7校 25年度 7校
学校評議員制度の活用	保護者や地域住民を学校評議員に任命し、学校運営について意見・協力を得ることにより、地域に開かれた、特色ある学校づくりに努めます。 ※平成23年度までで事業廃止	学校運営に関する意見交換を行うため、学校評議員会を開催しました。
学校評価の推進	学校評価を導入することにより、家庭・地域の学校運営への理解と参画を促し、学校運営の改善に努めるとともに、学校・家庭・地域の連携を図ります。	学校の自己評価や外部アンケート等をもとに学校の教育活動が適切に行われているか評価を実施しました。
学習支援ボランティア制度の促進	保護者や地域のボランティアを活用し、各学校の教育活動の充実を図ります。	各校で組織するボランティアが教育活動の充実のため、環境整備、登下校の見守り、学習支援等を実施しました。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

①家庭教育への支援の充実

事業名	事業概要	実施状況
母親クラブの活動支援 (再掲)	市内の単位クラブが実施している親子及び世代間の交流、児童養育に関する研修活動、事故防止活動等地域に即した活動を支援します。	会員数 22年度 381人 23年度 367人 24年度 362人 25年度 327人
家庭教育学級	乳幼児、小・中学生の保護者を対象に、親と子のふれあいを通じ、乳幼児期・少年期・青年期のそれぞれに応じた内容で家庭教育に関する学習を行います。 魅力ある学習内容と団体間の協力体制の確立を図ります。	延べ参加者数 22年度 3,651人 23年度 3,312人 24年度 3,404人 25年度 3,282人
子育て学習事業	低下する家庭教育力の向上を図るため、基本的な生活習慣や親子の関わりを見直すとともに、子育ての悩み相談にも応じ、親同士のネットワーク化を促進する学習会を開催します。 保健分野と連携した妊娠期の学習会をはじめ、就学期・思春期と発達年齢期に応じた学習会を開催します。	小学校の新入学児の就学児健康診断時や中学校における思春期の問題等に対応するための子育て講座を実施しました。
「家庭の日」運動の拡大	家庭の求心力、教育力の低下並びに学校週5日制へ対応するため、「家庭の日」運動の啓発活動等その拡大を図ります。	生涯学習フェスティバルにおけるPR活動など、啓発活動を実施しました。
家庭教育相談員の活用 (再掲)	県が主催する家庭教育相談員養成講座等の修了者を家庭教育並びに子育て支援のネットワークの充実のため、子育てに関する相談員や各種講座の指導者として積極的に活用します。	家庭教育相談員養成講座修了者及び家庭教育支援関係者を対象に、県主催の家庭教育アドバイザー養成講座の受講を促しました。

②地域の教育力の向上

事業名	事業概要	実施状況
保育所地域活動事業 (再掲)	保育所の持つ保育機能と地域の資源を活用して、保育所と地域の交流を促進するとともに、地域の子育て力の向上を図ります。	実施施設数 22年度 23園 23年度 22園 24年度 22園 25年度 22園
トライあぐるる倶楽部事業 (再掲)	子ども会等が行う子どもの週末及び長期休業における体験活動等を支援します。	実施地区数 22年度 9地区 23年度 9地区 24年度 10地区 25年度 9地区
社会教育委員の活動(会議の開催及び調査・研究)(家庭教育力向上部会及び地域教育力活性化部会の開催)	家庭の教育力の向上や地域の教育力の活性化のための方策を検討するとともに、具体的な提言をまとめます。	「防府市における学校・家庭・地域の連携・協働の具体的な方策について」を研究テーマに全体会、専門委員会を開催し、調査研究を行い、報告書を作成しました。
青少年劇場・巡回ふれあい公演等	児童・生徒に優れた芸術家による生の演奏、演劇を鑑賞してもらうことにより、豊かな創造性や情操の涵養を図ります。	小・中学校において、音楽公演や演劇公演を実施しました。
青少年ボランティア養成講座	高校生や短大生を対象としてボランティア活動の実践と基本的知識の習得を図ります。	ボランティアの実践に必要な知識の習得や体験活動のため、青少年ボランティアセミナーを実施した。

事業名	事業概要	実施状況
子ども会の活動支援	地域の団体と連携しながら、異年齢で行われる子ども会活動の充実と円滑な運営を図ります。また、若年指導者の育成に努めます。	防府市子育て育成連絡会主催行事への支援を実施しました。
青少年育成市民会議の活動	全市的な青少年健全育成の市民運動を展開する推進母体であり、関係団体の協力のもと、各種の育成活動を行うとともに、市民意識の高揚を図ります。	「社会を明るくする運動」「青少年の非行・被害防止運動」スピーチコンテストや「家庭の日」運動の推進を実施しました。
市民体育祭の開催	世代間のスポーツ交流により健全な青少年を育成するため、市民体育祭を開催します。	各地区体育祭、市民体育祭を開催しました。
市民ハイキング大会の開催	小学生以上の市民を対象に、歩くことにより体力を養い、健康意識を醸成するため、ハイキング大会を開催します。 ※平成22年度で事業廃止	参加者数 22年度 8人
児童用図書及び地域文庫・貸出文庫の充実	多様化する読者の要求に応え、児童用図書を充実するとともに、地域文庫や学校等を対象とする貸出文庫の資料の充実を図ります。	児童図書増加冊数 22年度 2,602冊 23年度 4,891冊 24年度 3,115冊 25年度 3,596冊
図書館の広報活動と児童・生徒への啓蒙活動の推進	「としょかんこどもしんぶん」等を作成し、来館者や学校、公民館等に配布するとともに、児童・生徒の図書館への理解と読書への意欲を高めるため、学校の総合的な学習の時間における、図書館活用、図書館見学、図書館での職場体験等を推進します。	図書館見学や職場体験の受け入れのほか、学校図書館管理システムを導入しました。
市民サイクリング大会の開催	自転車を活用し、体力を養い、健康意識を醸成するため、サイクリング大会を開催します。 ※平成22年度で事業廃止	参加者数 22年度 60人

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業概要	実施状況
青少年の非行問題に関する取組	青少年の非行防止のため、青少年育成市民会議をはじめ、学校、警察等との連携を強化し、「社会を明るくする運動」や「きれいなまち運動」の取組を通して、青少年の健全育成を図ります。	スピーチコンテスト来場者数 22年度 430人 23年度 287人 24年度 298人 25年度 305人
巡視活動	青少年育成センターの指導員と地区の青少年補導員とが、巡視活動を行い、青少年の指導、保護育成に努めます。	警察や関係団体等と連携して、巡視活動を実施しました。
広報啓発活動の推進	広く市民に青少年健全育成や非行防止の意識を醸成するため、広報紙、ホームページ等を活用し、啓発活動を推進します。	青少年健全育成や非行防止に関する広報啓発活動を実施しました。

(4) 次代の親意識の醸成

事業名	事業概要	実施状況
児童・生徒とのふれあいの機会の提供	小・中・高等学校と連携し、保育所や乳幼児健診の場、子育てサークル活動の場などを利用し、児童・生徒と乳幼児とのふれあいの機会を提供します。	学習参加者数 22年度 125人 23年度 354人 24年度 722人 25年度 154人
キャリア教育の推進	職場体験学習等を実施し、職業生活が自分の生き方につながることを学ぶとともに、生徒の主体性の育成に努めます。	延べ職場体験学習実施事業所数 22年度 450事業所 23年度 470事業所 24年度 350事業所 25年度 404事業所

(5) 「食育」の推進

事業名	事業概要	実施状況
親子の料理教室の開催	親子で食事を作ることにより親子のコミュニケーションを図り、食事の楽しさ、バランスのよい食事について学ぶ機会として、小学生とその親を対象に親子の料理教室を食生活改善推進協議会と連携して開催します。	参加者数 22年度 401人 23年度 402人 24年度 337人 25年度 412人
保育所における「食育」の推進	配膳、片づけに関わる体験や野菜等の栽培、調理体験を通じて、食に対する主体性を育む取組を行います。また、給食だよりや給食参観等で、食の大切さについて保護者に情報提供します。	各保育所において、野菜の栽培や収穫等を通して、食育の推進を実施しました。
学校における食に関する指導の充実(学校における食の教育の充実)	学校給食により日常生活における正しい食習慣や共同生活の基本的態度を身につけるとともに、家庭科、保健体育科、総合的な学習の時間などにおける指導や家庭への働きかけなど、食に関する指導の充実を図ります。	栄養教諭による校内授業研究や学校巡回指導を実施する等、食の重要性について普及啓発を実施しました。
「愛情ほうふ食育推進大会」の開催	防府市食育推進計画～おいしく食べて元気で健康なまち～に基づき、広く市民に、食育に対する理解と関心を深めてもらいます。	参加者数 22年度 165人 24年度 108人 ※隔年開催

基本指針 4 職業生活と家庭生活との両立支援

(1) 就業に関する環境の整備

事業名	事業概要	実施状況
育児休業制度の定着・促進	関係機関との連携のもと、育児休業制度の普及、啓発を図るため、リーフレット等を配布するとともに、育児休業を男性、女性ともに取得しやすい環境づくりの支援に努めます。	国や県などと連携、協力し、啓発活動を実施しました。
労働時間短縮の促進	ゆとりある豊かな家庭生活を確保するため、完全週休2日制やノー残業デー運動、年次有給休暇取得促進等の広報、啓発活動を行い、市民、企業、団体等へ労働時間の短縮を働きかけます。	国と連携、協力し、啓発活動を実施しました。
多様な働き方への支援	パートタイム労働、在宅勤務、家内労働等の多様な働き方に対応し、制度の周知に努めます。	国や県と連携、協力し、啓発活動を実施しました。
再就職希望者等に対する支援	出産や子育てを理由とした退職者の再就職の機会を確保するため、関係機関と連携し、事業主に対する再雇用制度の普及、啓発と制度活用の促進を図ります。	国や県と連携、協力し、啓発活動を実施しました。

(2) 男性の子育て参加の促進

事業名	事業概要	実施状況
各種講座等の開催	男性の家事や育児など家庭生活への参画を促進するため、参加しやすい各種講座等を開催します。	公募した市民スタッフと協働し、男女共同参画啓発講座を開催しました。
役割分担意識の是正	家事・育児等の家庭生活は男女共同の責任であるという意識啓発活動を行います。	防府市女性団体連絡協議会と協働し、研修会を開催するなど、啓発活動を実施しました。
企業等における父親を対象とした子育て講座の開催	企業等で父親を対象とした子育て講座を開催し、父親の子育て参加の促進を図ります。	企業等で子育て講座を実施しました。
地域における「子育てパパサロン」の開催促進	地域において父親の子育て参加等を目的とした「子育てパパサロン」が開催できるよう支援します。	地域開催に向けて検討を実施しました。
「家庭の日」運動の拡大(再掲)	家庭の求心力、教育力の低下並びに学校週5日制へ対応するため、「家庭の日」運動の啓発活動等その拡大を図ります。	生涯学習フェスティバルにおけるPR活動など、啓発活動を実施しました。

基本方針 5 要保護児童等への対策の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業概要	実施状況
養育支援訪問事業	子育て不安や軽度な被虐待経験等の家庭養育上の問題を抱える家庭に、こども家庭支援員を派遣し、子育ての相談や支援を行います。	延べ訪問件数 22年度 350件 23年度 461件 24年度 280件 25年度 366件
児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会の開催など、教育、福祉、保健等の関係機関が連携して、児童虐待の防止、早期発見・早期対応を図ります。	代表者会議や実務者会議のほか、臨床心理士や精神科医師をスーパーバイザーとして招いてのケース会議等を実施しました。
母子保健訪問指導事業(再掲)	保健師、助産師が、妊産婦、新生児、乳幼児の家庭訪問を行い、個々に応じた保健指導を行います。また、育児不安や虐待の疑いがある親に対しても個別に継続した指導を行います。 子育てに不安を感じる親等の増加に伴い問題が複雑化しており、保健指導を強化します。	延べ訪問件数 22年度 1,076件 23年度 1,701件 24年度 977件 25年度 895件

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業概要	実施状況
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	受給者数 22年度 1,195人 23年度 1,176人 24年度 1,175人 25年度 1,208人 ※各年度末現在
ひとり親家庭医療費支給事業	ひとり親家庭の保健の向上及びその生活の安定と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の医療費の一部を助成します。	受給者数 22年度 2,243人 23年度 2,026人 24年度 1,967人 25年度 1,842人 ※各年度末現在
父子家庭生活支援事業	父親が子どもに関わる時間を増やせるよう、父子家庭の家事援助、育児支援を行います。 ※平成23年度までで事業廃止	申請件数 22年度 4件 23年度 6件

事業名	事業概要	実施状況
母子自立支援員による支援活動 (再掲)	母子家庭等を対象に、母子自立支援員が自立に必要な相談、指導等を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います	相談件数 22年度 733件 23年度 746件 24年度 618件 25年度 662件
母子寡婦福祉資金貸付の受付・相談	県が実施する母子寡婦福祉資金の貸付の受付を行うとともに、返済等の相談に応じます。	相談件数 22年度 16件 23年度 16件 24年度 18件 25年度 なし

(3) 障害児施策の充実

①各種サービスの充実

事業名	事業概要	実施状況
障害児福祉手当の支給	重度障害児を対象に、障害児福祉手当を支給し、育成を援助します。	延べ支給対象者数 22年度 820人 23年度 772人 24年度 866人 25年度 815人
居宅介護	障害児が家庭において、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを受けた場合に介護給付費を支給します。	利用者数 22年度 なし 23年度 なし 24年度 1人 25年度 1人
児童デイサービス	障害児がデイサービス施設に通って、日常生活における動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを受けた場合に介護給付費を支給します。 ※平成24年度から児童発達支援、放課後等デイサービスへ移行	利用者数 22年度 110人 23年度 146人
短期入所	保護者の病気等により、家庭において保護を受けることが一時的に困難となった障害児が、施設に短期入所し保護を受けた場合に介護給付費を支給します。	利用者数 22年度 19人 23年度 20人 24年度 17人 25年度 15人
障害児補装具交付・修理事業	身体障害児に対し、補聴器、義肢、車椅子等の補装具を交付、または修理します。	交付・修理件数 22年度 55件 23年度 59件 24年度 49件 25年度 57件
障害児日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに支障がある障害児に対し、日常生活上の便宜を図る用具を給付します。	交付件数 22年度 115件 23年度 114件 24年度 90件 25年度 81件
特別児童扶養手当の受付・相談	県が実施する特別児童扶養手当の支給の受付を行うとともに、相談に応じます。	受給者数 22年度 194人 23年度 189人 24年度 208人 25年度 201人
児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援の給付を行います。 ※平成24年度から実施	延べ利用者数 24年度 65人 25年度 91人
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援の給付を行います。 ※平成24年度から実施	延べ利用者数 24年度 117人 25年度 119人

②早期発見・相談の充実

事業名	事業概要	実施状況
乳児健康診査事業 (再掲)	乳児の発達や健康の障害となる要因を早期に発見し、疾病の疑いのある場合は精密健康診査を行い、その後の療育指導につなげます。 乳児期の健診の充実を図るため、1か月児、3か月児、7か月児の健診を実施しています。	受診率 1か月児 22年度 94.9% 23年度 96.7% 24年度 95.3% 25年度 95.4% 3か月児 22年度 98.8% 23年度 97.0% 24年度 97.5% 25年度 98.2% 7か月児 22年度 95.5% 23年度 93.8% 24年度 95.1% 25年度 95.8%
1歳6か月児、3歳児健康診査事業 (再掲)	疾病の有無、発育・発達の確認、その結果に基づく保健指導を行います。	受診率 1歳6か月児 22年度 83.7% 23年度 94.8% 24年度 90.4% 25年度 86.5% 3歳児(24年度から3歳6か月児) 22年度 91.7% 23年度 95.8% 24年度 93.7% 25年度 90.9%
心身障害児総合療育機能推進事業	心身に障害のある、またはそのおそれのある乳幼児について、療育相談に応じ、助言・指導を行うとともに、療育を行います。また、療育機関の充実に努めます。	相談件数 22年度 43件 23年度 41件 24年度 34件 25年度 26件

事業名	事業概要	実施状況
特別支援教育の充実	学習障害(LD)児、注意欠陥多動性障害(ADHD)児、高機能自閉症児等への指導方法等の工夫、改善についての研究を行うとともに、発達障害者支援センターを紹介するなど、相談や支援の機会の拡充を図ります。	学校支援員配置数 22年度 24人 23年度 25人 24年度 40人 25年度 50人

基本方針6 安全・安心まちづくりの推進

(1) 子どもの安全の確保

事業名	事業概要	実施状況
幼児期の交通安全指導	交通安全意識を高め、子どもを交通事故から守るため、体験学習を通して、幼児及び保護者に対する交通安全教育や啓発を行います。 幼稚園、保育所及び地域において交通安全教室や幼児交通安全クラブを開催しており、内容の充実に努めます。	延べ開催回数 22年度 267回 23年度 257回 24年度 290回 25年度 299回
指導者の養成	児童・生徒に自転車の正しい交通ルールとマナーの指導を行うため、講習会を開催して指導者を養成します。	幼稚園教諭、保育所保育士等に対し、交通安全講習会を開催しました。
防犯対策協議会の活動支援	防犯思想の普及を図り、地域と一体となった地域安全活動を推進します。	警察、地域防犯関係ボランティア、その他関係機関等と連携を図り、事業の推進に取り組みました。
緊急放送設備等の整備	小・中学校への不審者等の侵入に対して緊急放送、避難誘導するため、放送設備を改修するとともに、校内無線通話装置を設置します。	設備等更新学校数 22年度 2校 23年度 2校 24年度 3校 25年度 4校
防犯ブザーの支給	不審者等から身を守るとともに、防犯に対する危機管理意識の高揚を図るため、新入学児童を対象に防犯ブザーを支給します。	小学校新入学生全員に防犯ブザーを支給しました。
交通安全教室の開催	児童・生徒の交通マナーや安全意識の向上のため、県警、防府警察署、交通安全協会による交通移動教室を開催します。	小・中学校の児童制度を対象に交通安全教室を開催しました。
母親クラブの活動支援(再掲)	市内の単位クラブが実施している親子及び世代間の交流、児童養育に関する研修活動、事故防止活動等地域に即した活動を支援します。	会員数 22年度 381人 23年度 367人 24年度 362人 25年度 327人

(2) 生活環境の整備

事業名	事業概要	実施状況
公営住宅ストック改善事業	公共賃貸住宅の建替、改善を適切な手法で計画的に行います。	ストック総合活用計画に基づき、市営住宅の居住水準の向上・安全性の向上及び居住環境の整備等を実施しました。
自然とのふれあいの場の整備	親子が自然とふれあうことができる場の整備を進めるとともに、自然の緑を公園や広場に活用します。	公園の遊具設置や便所の改築工事等を実施しました。
道路交通環境の整備	歩道及び交通安全施設が未整備となっている路線について、子どもが安全に通行することができるよう、幅の広い段差のない歩道を整備するとともに、防護柵、反射鏡等の交通安全施設を計画的に設置します。	小学校周辺カラー舗装 22年度 770m 23年度 1,454m 24年度 2,067m 25年度 7,962m
公共施設的环境整備	公共建物のバリアフリー化を推進するとともに、施設へのベビールームや授乳コーナー等の設置や、イベント等開催時の託児室の設置に努めます。	公共施設を建設、改築する際にバリアフリーに対応し、整備を実施しました。

5 防府市の子ども・子育て支援の課題

(1) 教育・保育施設の充実

- 現在、多くの子どもが「幼稚園」と「保育所」を利用しており、ニーズ調査における今後の利用希望も多くの保護者が利用を希望しています。
- また、「幼稚園」と「保育所」の機能や特徴をあわせ持った「認定こども園」や「幼稚園」において通常の教育時間の前後に行われる「預かり保育」、新たに市町村の認可事業として行われる「地域型保育事業」についても利用希望があり、ニーズに沿った多様な教育・保育の提供体制の整備が求められています。
- 既存施設における施設・設備の充実とともに、教育・保育を提供するための人材の確保、また技術・技能を含む質の向上も求められています。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ファミリーサポートセンターは、地域の住民相互の援助活動であり、市民活動推進の観点からもその活動を促進していく必要があります。
- また、相互援助活動がスムーズに行えるように援助会員の質の向上とあわせて、援助を行う人材の確保が必要となっています。
- 放課後児童対策（留守家庭児童学級等）については、平日だけでなく、夏休みや冬休みなど長期休業期間の利用希望も多く、また対象も小学6年生まで拡大されることから、今後の需要拡大が予測されます。利用を希望する子どもの受入先の整備とあわせて、保育を行う人材の確保が課題となっています。
- また、障害児等の配慮を要する子どもに対応するための人材の確保、育成も課題になっています。
- 放課後児童対策については、加えて保育所との開設時間の違い等による、いわゆる「小1の壁」への対応が求められています。
- 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、「危険な遊びを見つけたら注意してほしい」「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」等、地域での見守りへの期待は大きくなっています。
- 各種子育て情報の発信について、従来の市広報やパンフレット、ホームページ等のほか、スマートフォン等携帯端末の活用など、保護者が必要なときに必要な情報を入手できる情報の発信方法を検討する必要があります。
- 子ども及びその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな情報提供体制の整備が求められています。

(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の充実

- 学校で実施される教育のみならず、家庭や地域における教育への取り組みを促進し、次代を担う子どもの生きる力の育成とともに親意識の醸成を図る必要があります。
- 母親クラブや家庭教育相談員など、地域において子育て支援を行う人材の確保課題になって

おり、相互ネットワークづくりへの展開等、将来的な活用の検討が必要となっています。

- 子ども会や保育所における世代間交流など、地域が主体または地域とともに行う子育て支援について、継続した取り組みが必要です。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みの促進

- 育児休業の取得状況は母親、父親で大きな開きがあり、母親、父親ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを促進する必要があります。
- また、妊娠・出産を機に退職する母親もおり、継続して就労することを希望する場合に、子どもの適切な預け場所が見つかるよう「認定こども園」や「保育所」等の保育施設・事業の確保が求められています。
- 病児・病後児保育とともに、子どもが病気やけがの時などに休暇を取ることができる環境を求める声など、働きながら子育てできる環境づくりを企業等に働きかけることが求められています。

(5) 配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

- 「養育支援訪問事業」「母子保健訪問指導事業」等による子育て相談や育児指導により、育児不安の軽減を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努める取り組みを今後も継続して実施する必要があります。
- また、支援が必要な家庭の抱える問題は多様化・複雑化しており、より専門的な支援を行うための人材の確保、育成が必要となっています。
- ひとり親家庭は年々増加しており、「児童扶養手当支給事業」「ひとり親家庭医療費支給事業」「母子寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援とあわせて、ひとり親の就業促進のための支援を継続的に取り組んでいくことが必要となっています。
- 障害児に対する各種サービスについては、第4期障害福祉計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）と緊密な連携を図り、サービスを提供していく必要があります。
- 「5歳児発達相談会」は、子どもの発達特性を保護者が理解し、適切な環境で育児支援・生活支援・就学支援を行う事業であり、子どもの育成のために今後も継続して実施していく必要があります。
- 学校支援員の派遣は、子どもの発達にあわせてきめ細かな生活支援を行い、子どもの学習環境を保持するために実施しており、今後も継続して実施していく必要があります。
- 児童養護施設は、地域における家庭的な養護への転換が図られており、里親制度の啓発活動など、児童養護の取り組みを支援する必要があります。

(6) 安全・安心な子育て環境の充実

- 「交通事故のない安全な道路環境」の実現のためには、交通安全指導や交通安全教室等の取り組みを継続的に実施するとともに、あわせて歩行者にやさしい道路整備を推進する必要があります。
- また、安全な子どもの遊び場を求める声も多く、公園・児童遊園の適切な管理と設備の充実を図る必要があります。

第II部

防府市子ども・子育て支援の 基本的考え方

1 基本理念

基本理念 子どもの輝く笑顔 夢を育むまち 防府

子どもの笑顔は、人々に元気と優しさを与えます。

子どもの夢は、未来を創造します。

子どもの笑顔は、保護者にとって何ものにも替えがたい尊いものです。地域にとっても、人々の心に元気と優しさを与え、地域の活力の源となります。

また、子どもはだれもが夢を抱いており、その夢を子ども自身が育み、成長していくことで未来が拓け、元気のみなぎる社会が形成されます。子どもが自らの夢を育むための力は、保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てを行い、それを地域があたたかく見守ることによって、培うことができるものです。

地域が子どもをあたたかく見守り、子どもの輝く笑顔にあふれ、子どもの夢を育むまちは、子育て家庭のみならず、すべての人の元気・まちの元気につながります。

平成 23 年度からスタートした第四次防府市総合計画では、「人・まち元気 誇り高い文化産業都市 防府」を将来都市像とし、「人の元気・まちの元気」を目標に掲げています。子どもが元気で輝く笑顔にあふれ、自らの夢を育みながら成長する姿を、みんなで支援していこうという思いから、『子どもの輝く笑顔 夢を育むまち 防府』を基本理念とします。

2 基本目標

「子どもの輝く笑顔 夢を育むまち 防府」の基本理念のもと、それが実現した姿を3つの基本目標として掲げます。

基本目標 1 家庭の力で子どもを育む

- まちに子どもの輝く笑顔があふれています。
- 保護者が子育てに魅力や喜び、楽しみを感じています。
- 企業や事業主の支援のもと、男女とも子育てに積極的に参加しています。

基本目標 2 子どもの可能性を引き出す

- 子どもに豊かな感性が芽生え、遊びに熱中しています。
- 子どもが夢や希望をもち、目標の実現に向けて学びつづけています。
- 子どもが主体的にたくましく生きる力や豊かな人間性を備えています。

基本目標 3 地域の子育てを支える

- 世代を越えた地域の人が子どもの成長を見守っています。
- 子どもを事故や犯罪から守るため関係機関・地域が一体となっています。
- 子どもの見守りを通じ、地域に活力がみなぎっています。

3 家庭・地域・事業主・行政の役割

社会のあらゆる分野における人々が、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有しているということを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 家庭（保護者）の役割

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するということ、また家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子どもに限りのない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、保護者として成長していくことが必要です。

また、家庭の中のみならず、保護者同士や地域の人々とながらを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たす必要もあります。

(2) 地域の役割

保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができるよう、地域は保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支える必要があります。

(3) 事業主の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努める必要があります。また、職場復帰支援等の労働者のワーク・ライフ・バランス（職業生活と家庭生活との両立）が図られるよう雇用環境の整備を行うことも必要です。

(4) 行政の役割

行政は、相互に連携を図り、各役割において子育て支援を総合的に推進する必要があります。

特に市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うことが必要です。

また、子育てに孤立感や不安感を感じている保護者が多いこと等を踏まえそれぞれの子育て家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感をえられるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供も行うことも必要です。

4 基本的視点

3つの基本目標と「防府市次世代育成支援行動計画」を踏まえ、6つの基本的視点を定めます。

(1) 子育て家庭を支援する体制づくり

子育て家庭の就労形態、生活形態の変化により、子育て支援に対するニーズが多様化しています。また、人と人の結びつきが薄れる中で、「身近に相談する人がいない」、「どのような子育て支援があるのかわからない」などの理由から、育児への負担や不安、孤立感を感じる人が増えています。

このため、利用者のニーズを踏まえた教育・保育の充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や子育てに関する情報を提供など、一人ひとりに寄り添った子育て支援の体制づくりを進めます。

(2) 子どもを健やかに産み育てる環境づくり

子どもの健やかな心身の成長は、妊娠・出産・育児において発達段階に応じた連続性をもった支援が必要です。

妊娠・出産に対する正しい知識の普及と支援体制の確保が必要であり、安心して出産のできる環境、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供を推進し、子どもを健やかに産み育てる環境づくりを進めます。

(3) 心身の健やかな成長を育む教育環境づくり

変化の激しいこれからの社会を生きるために、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てることが求められています。

学校のほか、家庭や地域が連携して教育力を高め、子どもの「生きる力」を育むとともに、関係機関等と連携し、青少年の非行防止活動を推進します。

また、子どもが成長する課程において、子どもを産み育てることの尊さを感じることができるよう啓発活動を進めます。

(4) 仕事と生活の調和を実現させる環境づくり

人々の生き方・働き方が多様化の多様化に伴い、仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境整備が求められています。

このため、育児休業制度や短時間労働制度の啓発とともに、必要なときに保育が利用できる環境の整備に取り組みます。また、男女が共に参画して子育てが行える環境の醸成に努め、男性の子育て参加の促進を図ります。

(5) 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

母子家庭や父子家庭等は、「子育てに十分な時間がかけられない」など子育ての悩みや経済的な負担がみられ、子育て支援に関する情報提供や利用などに配慮が必要です。障害のある子どもについては、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のない子どもとともに成長できる配慮が必要です。

また、児童虐待は子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、地域・関係機関が連携し、迅速・的確な対応が求められます。

このため、配慮を必要とする子ども・家庭へは、きめ細かな支援を進めます。

(6) 安心して子育てできる環境づくり

安心して子どもを産み育てるためには、住環境、交通環境の整備や安全で安心な地域社会を形成することが必要です。

地域の実状に即し、子どもの視点に立った、生活環境の整備とともに、交通安全対策や防犯被害防止活動を推進し、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

第Ⅲ部
事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 定義

- 教育・保育提供区域は、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位。
- 基本的に「教育・保育施設」、「地域型保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」で共通の区域を設定。
- ただ、施設、事業で利用実態が異なる場合は、それぞれで設定できる。
- 地域型保育事業の認可を行う際の需給調整を判断するもの。
- 学校区のように利用が制限されるものではない。

(2) 設定

- 教育・保育提供区域は以下のとおり。

区分	設定区域
特定教育・保育施設、特定地域型保育事業	市全域
利用者支援事業	市全域
地域子育て支援拠点事業	市全域
妊婦健康診査	市全域
乳児家庭全戸訪問事業	市全域
養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他地域要保護児童等の支援に資する事業)	市全域
子育て短期支援事業	市全域
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域
一時預かり事業	市全域
延長保育事業	市全域
病児保育事業	市全域
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

- 27年度から31年度までの「量の見込み」、「確保方策」を記載する。

(2) 教育・保育の一体的提供の推進

- 認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持った施設であり、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる。
- 認定こども園への移行を希望する施設に対しては、情報の提供に努めるとともに、財政面からも支援を行う。

(3) 教育・保育の質の向上

- 幼稚園、保育所と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるため、「幼保・小連携教育研修会」を実施する。
- 子ども一人ひとりの心身の健康と発達に関する情報を幼稚園、保育所と小学校が情報共有し、よりよい連携体制の構築を図る。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業を利用できるよう情報提供や相談支援を行う。
- ニーズ調査の結果により設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に施設、事業の整備を行う。
- 特に0歳児の子どもの保護者が、保育所等の入所時期を考慮し、育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げている状況もあることから、環境整備について検討する。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

- 事業ごとに事業の概要、27年度から31年度までの「量の見込み」、「確保方策」を記載する。
- 記載イメージ

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,000人	1,000人	1,000人	1,100人	1,100人
②確保方策	900人	950人	1,000人	1,100人	1,100人
②-①	▲100人	▲50人	0人	0人	0人

- 事業ごとに方向性を記載する。

① 利用者支援事業

- 関係施設や事業者と連携を密にし、情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育施設や子育て支援事業を利用できるよう、情報提供を行う。

② 地域子育て支援拠点事業

- 誰でも気軽に子育て相談や園庭開放を利用できる事業であり、子育て家庭の孤立化を防ぐためにも必要な事業であり、継続的に実施していく。

③ 妊婦健康診査

- 母子保健の観点から継続して実施する必要がある。
- 安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図る。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

- 母子の心身の状況や養育環境を把握し、不安や悩みに対し、助言や情報提供を行う。

⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- 養育支援が必要な保護者にとって重要な事業であり、関係機関等と連携を図り、今後も継続して取り組む。

⑥ 子育て短期支援事業

- 経済的に困窮している保護者への対応について、継続して検討を行う。

- ⑦ **子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**
 - 活動についての周知・啓発活動を実施し、会員の確保を図る。
 - 援助会員のレベルアップのための研修の充実を図る。

- ⑧ **一時預かり事業**
 - 幼稚園の通常の保育時間終了後の預かりなど、定期的な利用のほか、緊急での預かりを必要とする保護者の増加が予測される。
 - 事業者と調整し、量の確保と安全な保育のための人材や設備等の充実を図る。

- ⑨ **延長保育事業**
 - 就業形態の多様化に伴い、ニーズが高くなることが予測される。
 - 事業者と調整し、制度のさらなる充実や設備等の整備や人材の確保を図る。

- ⑩ **病児保育事業**
 - 風邪の流行期など時期により利用度の差が大きい事業である。今後の利用状況を注視し、病児・病後児保育施設の増設を検討する。

- ⑪ **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**
 - 小学校と連携を密にし、放課後や長期休業機期における安全かつ安心な居場所づくりを推進する。
 - ニーズが高い事業のため、計画的に施設整備を行うとともに従事者の人材確保、人材育成に努める。

- ⑫ **実費徴収に係る補足給付を行う事業**
 - 新規事業のため、今後、方向性を検討。

- ⑬ **多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**
 - 新規事業のため、今後、方向性を検討。

4 子育て家庭を支援する体制づくり

- 教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業のほか、以下の取り組みを実施する。

(1) 相談支援体制の整備

- 子育て家庭が抱える問題は、多様化・複雑化しており、相談窓口が連携を密にして、相談できる体制を強化する。
- こども相談室において、相談・助言・指導を行うほか、必要に応じ、関係機関への紹介等を行う。
- 母子家庭等を対象に、母子自立支援員が自立に必要な相談、指導等を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動の支援を行う
- 児童委員に対し、関係機関と連携し、必要な情報の提供や活動の支援を行う。
- いじめや青少年に関わる悩みや相談をフリーダイヤルで受け付ける相談窓口を設置し、助言や相談に応じるほか、必要に応じ、関係機関への紹介を実施する。

(2) 経済的な支援の拡充

- 子育て家庭の経済的負担を軽減させるため、各種経済的支援を実施する。
- 中学校卒業までの子どもの養育者に児童手当を支給する。
- 子どもの小学校就学前の子どもの医療費を助成する。また状況に応じ、助成対象の拡大の検討を行う。
- 確認を受けない幼稚園に通園させている保護者の経済的負担の軽減のため、保育料等の減免を行う幼稚園の就園奨励費を補助する。
- 子どもを同時に保育所へ入所させている保護者の経済的負担の軽減のため、保育料の減免を行う。
- 市民税非課税世帯を対象に、病児・病後児保育施設や留守家庭児童学級を利用する保護者で保育料の減免を行う。
- 経済的な理由で修学が困難な人に対し、必要な資金を貸し付ける。

5 子どもを健やかに産み育てる環境づくり

(1) 安心して妊娠、出産できる環境の確保

- 子どもがほしいと願っても、経済的な理由等により断念してしまう人がいる。
- 子どもがほしいと願う人の妊娠、出産につながるよう、不妊治療費、助産扶助費の助成を実施し、事業周知に努める。
- 安心して出産できるよう、産科医の確保に努める。
- 母子の健康増進と安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の実施する。
- 受診率の向上のため、啓発広報を実施するとともに、医療機関との連携を図る。
- 出産に対する不安の解消、妊婦同士の情報交換のため、マタニティートークングの実施する。

(2) 子どもの健康管理の充実

- 子どもは疾病にかかりやすく、成長過程での疾病は心身の成長・発達に影響を及ぼす恐れがある。
- 発達や健康の障害となる要因を早期に発見し、対処できるよう乳幼児健康診査の実施する。
- 安心して医療が受けられるよう、関係機関と連携し、小児医療体制の充実を図る。
- 定期予防接種を実施し、子どもの健康や発達に影響を及ぼす感染症の発生、蔓延を防ぎます。
- 子育て情報マップを活用し、救急体制や医療機関の情報提供を行う。
- 乳幼児を抱える家庭への訪問を行う母子保健推進員活動の普及、啓発を行うとともに、組織の育成・強化を図る。

(3) 思春期における保健指導

- 思春期は子どもから大人への大きな転換期で、心身の健康問題が生涯の健康に影響することも指摘されている。
- いのちの学習を通じ、性に対する健全な知識などの普及を図る。

6 心身の健やかな成長を育む教育環境づくり

(1) 学校の教育環境の整備

- 防府市教育振興基本計画と連携し、子どもの「たくましく生き抜く力」と「豊かな人間性」を育てる必要がある。
- 幼稚教育から小学校教育の円滑な移行のため、子ども一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、幼保・小の連携体制の構築を図る。
- コミュニティスクールの充実を図り、保護者・地域が学校運営に参画し地域に開かれた学校づくりを推進する。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- 教育の原点である家庭の教育力の低下が指摘されている。
- 家庭教育学級等を通して、基本的な生活習慣や親子の関わり等についての学習機会の充実を図る。
- 家庭教育推進員の人材育成、ネットワークづくりを発展させ、地域の教育力の向上を図る。

(3) 親意識の醸成

- 核家族化の進展により、乳幼児と触れ合ったり、子どもの世話をする機会がないまま親になる人が増加している。
- 子どもや家庭の大切さを理解できるよう、いのちの学習を通じ、乳幼児と触れ合う機会づくりを進める。
- 夢や目標を持って、生涯に渡って学びつづける子どもの育成に向け、職場体験を実施する。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- スマートフォンの普及等により多様な情報が氾濫している。
- 青少年育成市民会議をはじめ、学校や警察等との連携し、啓発活動を実施する。
- 巡視活動により青少年の指導、保護育成に努める。
- 青少年健全育成や非行防止意識高揚のため、啓発活動を実施する。

(5) 食育の推進

- 食は生きる上での基本である。
- 健康のためだけでなく、望ましい生活リズムの基本となり、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を及ぼす。
- 食に関する情報提供により、子どもの心と身体づくりを促進。

7 仕事と生活の調和を実現させる環境づくり

- 多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にする働き方も重視されている。
- 育児休業制度の普及啓発
- 労働時間短縮の啓発
- 病児保育や延長保育などの保育事業の充実
- 男性の子育て参加の促進

8 配慮を要する子ども・家庭への支援体制づくり

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待は、新聞やテレビなどでも取りざたされ、大きな社会問題になっている。
- 虐待は子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題である。
- 相談体制づくりや関係機関との連携を図る。
- 発生予防、早期発見、早期対応

(2) 母子家庭及び父子家庭等の自立支援の推進

- 子育てと生計の担い手を一人で負うため、さまざまな問題に直面している。
- 就業支援、経済的な支援、相談体制の充実など、総合的な自立支援の推進する。
- 孤立させないための相談できる体制の充実を図る。

(3) 障害児施策の充実

- 障害者施策は、自ら居住する場を選択し、適切なサービスを受けながら自立と社会参加を図ることが基本である。
- 一人ひとりにあわせ、適切なサービス提供体制の整備。
- あわせて、市民の障害者への理解と見守りが必要である。
- 障害児については、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培う。
- 各施策を連携し、総合的に推進する。
- 保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図る。
- 集団保育が可能な障害児の教育・保育施設、事業への受入れを促進する。
- 発達障害への理解促進を図り、生活支援等を実施する。

(4) 社会的養護の促進

- 犯罪被害者等の被害からの回復や軽減に向けた対策は見過ごされがちである。
- 犯罪被害者等の実状にあわせた事業の紹介など、支援を実施する。
- 児童養護は、国において小規模化・家庭的養護が推進されている。
- 児童養護に関する広報・啓発（里親制度など）を実施する。

9 安心して子育てできる環境づくり

(1) 子どもの安全の確保

- 子どもを事故や犯罪から守り、安全を確保するためには、まち全体で取り組みを推進する必要がある。
- 通学、下校時の見守り活動などの地域活動は、子どもの安全だけでなく、地域と子どもとのつながりにも寄与するため、継続して実施する。
- 交通安全教室など、子ども自身の交通安全意識の向上も図る。
- 学校、地域、関係機関と連携して、通学路の安全点検などを実施し、通学路の安全を確保する。

(2) 生活環境の整備

- 子どもが健やかに育つためには、子どもや親子が安心して外出できる環境整備が必要である。
- 子どもの安全な遊び場、親子、地域とのふれあいの場として、計画的な公園の整備を行う。
- 安全に通行することができるよう歩道整備、防護柵、反射鏡等交通安全施設を計画的に整備する。
- 良質な住宅の整備を進める。

10 計画の推進体制

(1) 庁内体制

- 子育て支援に関する事業・施策は多岐に渡るため、子ども・子育て行政推進委員会で連携し、横断的な体制で推進する。
- 毎年度、子ども・子育て行政推進委員会において点検、評価を実施する。

(2) 関係機関等との連携

- 多様化した子育てニーズは、行政だけではきめ細かく対応することは困難。
- 子育て支援に関係する団体、個人との連携を密にし、推進する。
- 円滑な広域利用のため、近隣市町との連携を図る。

(3) 計画の達成状況の点検・評価

- 計画の実効性を確保するためには、定期的なフォローアップは必須である。
- 毎年度、子ども・子育て会議において点検、評価を実施する。
- 個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）で点検、評価を実施する。
- 必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施する。
- 計画の進捗状況等はホームページ等で公表